

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長
2	対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 34) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)(地方税 33)
	① 政策評価の対象税目	
	② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容	《現行制度の概要》 一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できるもの。 《要望の内容》 適用期限を2年間延長する。 《関係条項》 所得税 租税特別措置法第10条の3 租税特別措置法施行令第5条の5 租税特別措置法施行規則第5条の8 法人税 租税特別措置法第42条の6、第52条の2 租税特別措置法施行令第27条の6、第30条 租税特別措置法施行規則第20条の3
5	担当部局	総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和元年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	平成10年度「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8トﾝ以上→3.5トﾝ以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月末までの適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月末までの適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月末までの適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月末までの適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長(平成20年3月末までの適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月末までの適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月末までの適用期間の延長) 平成24年度 2年間の延長(平成26年3月末までの適用期間の延長)、器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機

			<p>器、測定工具及び検査工具の追加)</p> <p>平成 26 年度 3 年間の延長(平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充)</p> <p>平成 29 年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2 年間の延長(平成 31 年 3 月末までの適用期間の延長)</p> <p>令和元年度 2 年間の延長 (令和 3 年 3 月末までの適用期間の延長)</p> <p>令和 3 年度 2 年間の延長(令和 5 年 3 月末までの適用期間の延長)、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外。</p>
8	適用又は延長期間		令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日(2 年間)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>中小企業基本法第 26 条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>令和 5 年度概算要求における政策体系図</p> <p>【基本計画(平成 29 年 9 月策定)】</p> <p>V. 情報通信 (ICT 政策)</p> <p>2. 情報通信技術高度利活用の推進</p> <p>VI. 郵政行政</p> <p>郵政行政の推進</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を支援することにより、中小企業者等の経済活動の活性化を図る。</p> <p>本税制措置の延長後の期限である令和 6 年度末を目途に、達成された状態が継続していることを目標とする。</p> <p>具体的には、近年の中小企業者等における設備投資動向を踏まえ、下記の①②③の指標を全て満たすことを目標とする。</p> <p>①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。</p> <p>②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。</p> <p>③生産・営業用設備 DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DI が ±5 ポイント程度の水準を維持する。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>

10	有効性等	① 適用数	<p>○実績</p> <p>特別償却 令和元年度:25,591 件 令和2年度:22,894 件 令和3年度:22,894 件</p> <p>税額控除 令和元年度:28,339 件 令和2年度:26,166 件 令和3年度:26,166 件</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和3年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>○見込み</p> <p>特別償却 令和4年度:22,894 件 令和5年度:22,894 件 令和6年度:22,894 件</p> <p>税額控除 令和4年度:26,166 件 令和5年度:26,166 件 令和6年度:26,166 件</p> <p>※独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和元年度から令和3年度までの割合の伸び率から3年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、-0.0%。今後、令和2年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。</p> <p><平均伸び率の算出(端数は四捨五入)> 令和元年 17.5% 令和2年 18.1%(前年比 0.7%ポイント) 令和3年 17.5%(前年比 -0.6%ポイント) 令和4年 16.2%(前年比 -0.1%ポイント) 平均 -0.0%ポイント</p>
		② 適用額	<p>○実績</p> <p>特別償却 令和元年度:2,338 億円 令和2年度:1,999 億円 令和3年度:1,999 億円</p> <p>税額控除 令和元年度:183 億円 令和2年度:163 億円 令和3年度:163 億円</p>

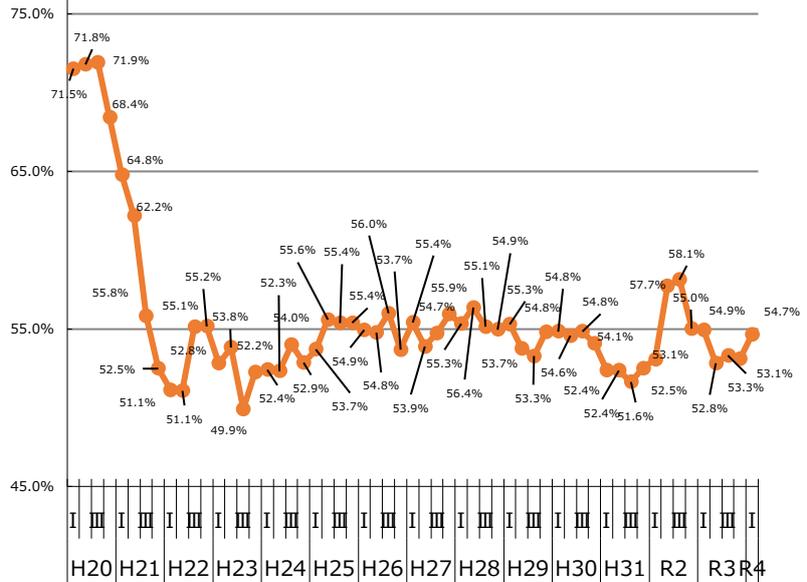
		<p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和3年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>○見込み 特別償却 令和4年度:1,999億円 令和5年度:1,999億円 令和6年度:1,999億円</p> <p>税額控除 令和4年度:163億円 令和5年度:163億円 令和6年度:163億円</p> <p>※上記①適用数と同様に、令和2年度と同程度の実績を見込んで算出。</p>
	<p>③ 減収額</p>	<p>○実績 特別償却 令和元年度:367億円 令和2年度:300億円 令和3年度:300億円</p> <p>税額控除 令和元年度:139億円 令和2年度:163億円 令和3年度:163億円</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額(実績集計) ※令和3年度は適用額の出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>○見込み 令和4年度:163億円 令和5年度:163億円 令和6年度:163億円 ※上記①適用数と同様に、令和2年度と同程度の実績を見込んで算出。</p>

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症拡大以前は持ち直し傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の影響についても、感染症拡大当初の2年前と比較すると、最近は、回復傾向が見られたが、未だ、持ち直している状況とは言えず、また、昨今の物価高・資源高等の影響等、先行きの不透明さがあり、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。

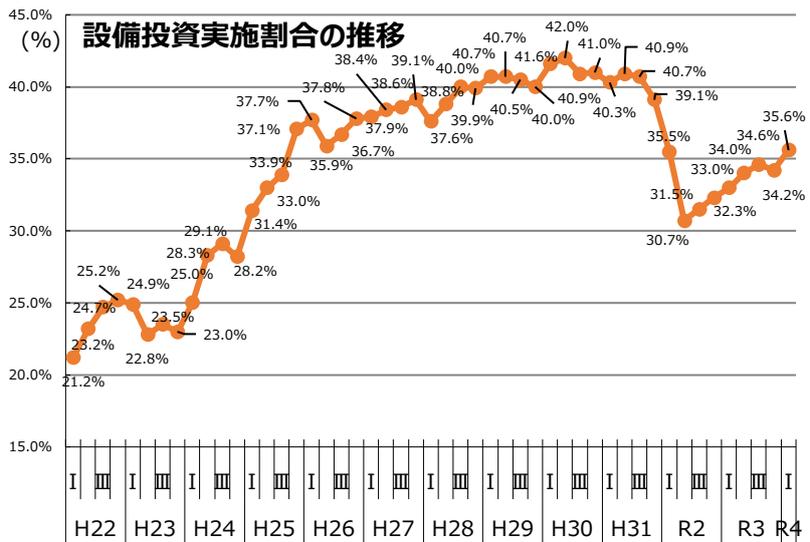
設備投資対キャッシュフロー率の推移



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

(注) ここでいう中小企業とは、資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

(年次)

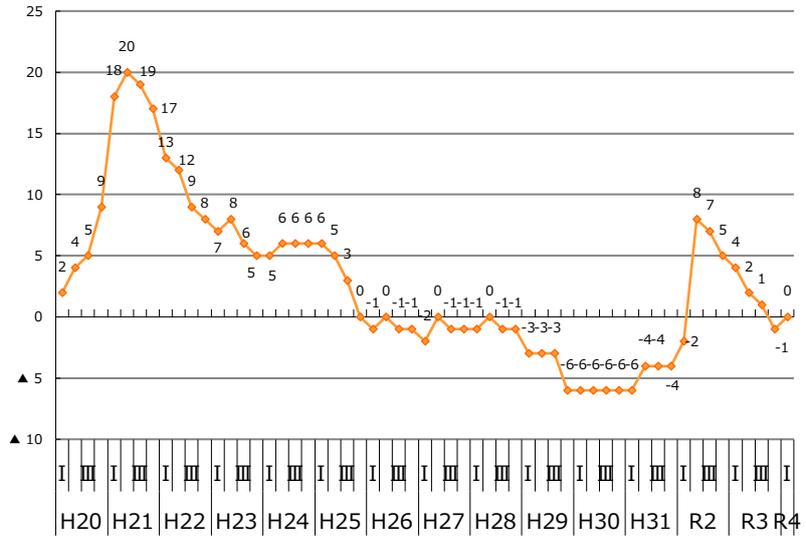


資料：日本政策金融公庫「全国中小企業動向調査」

(年次)

(DI,ポイント)

生産・営業用設備DIの推移



資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(年次)

(注)1.ここでいう中小企業とは、資本金2,000万円以上1億円未満の企業とする。

(注)2.生産・営業用設備DIは、今期の生産・営業用設備について「過剰」と答えた企業の割合(%)から、「不足」と答えた企業の割合を引いたもの。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。

⑤ 税収減を是認する理由等

本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。

11 相当性

① 租税特別措置等によるべき妥当性等

現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。

加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合(リースも含む)に適用が可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて支援を行うべく、制度設計がなされているものである。

事業者が資金繰り等の状況に合わせて、適用措置を選択できるため、補助金等の他の支援策とは違う自由度がある。

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制があり、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置(即時償却又は取得価格の10%の税額控除(資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%))を利用できる税制となっている。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	本特例措置により中小企業者等の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年9月

中小企業投資促進税制（減収見込額・適用件数見込みの実績推計）

1. 国税減収見込額・適用件数見込み

(1) 中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」において、全産業で設備投資を実施した事業者の割合を令和元年度から令和3年度までの割合の伸び率から3年分の対前年比の平均伸び率を算出。

令和元年 17.5%

令和2年 18.1%（前年比 0.7%ポイント） ※四捨五入の関係で一致しない

令和3年 17.5%（前年比 -0.6%ポイント）

令和4年 16.2%（前年比 -0.1%ポイント） 平均 -0.0%ポイント

(2) (1) を踏まえ令和2年度と同様の実績を見込み、適用件数見込み及び国税減収見込額を推計。

平成29年度（実績） 67,035件 883億円（特償653億円、税控230億円）

平成30年度（実績） 54,634件 573億円（特償387億円、税控186億円）

令和元年度（実績） 53,930件 550億円（特償367億円、税控183億円）

令和2年度（実績） 49,060件 463億円（特償300億円、税控162億円）

令和3年度 49,060件 463億円（特償300億円、税控162億円）

令和4年度 49,060件 463億円（特償300億円、税控162億円）

令和5年度 49,060件 463億円（特償300億円、税控162億円）

令和6年度 49,060件 463億円（特償300億円、税控162億円）

2. 地方税減収見込額

（億円）

	平成 29	30	令和 元	2	3	4	5	6
法人住民税	114	74	71	32	32	32	32	32
法人事業税 （特別法人事業税を含む） ※特償のみ	120	69	67	58	58	58	58	58

(1) 法人住民税の減収額の試算方法

(R1 以前) 国税減収見込額×0.129 (法人住民税率) = 法人住民税 (A)

(R2 以降) 国税減収見込額×0.07 (法人住民税率) = 法人住民税 (A)

平成 29 年度 (実績)	114 億円	(883 億円×0.129)	(特償 84 億円、税控 30 億円)
平成 30 年度 (実績)	74 億円	(573 億円×0.129)	(特償 84 億円、税控 30 億円)
令和元年度 (実績)	71 億円	(550 億円×0.129)	(特償 47 億円、税控 24 億円)
令和 2 年度	32 億円	(463 億円×0.07)	(特償 21 億円、税控 11 億円)
令和 3 年度	32 億円	(463 億円×0.07)	(特償 21 億円、税控 11 億円)
令和 4 年度	32 億円	(463 億円×0.07)	(特償 21 億円、税控 11 億円)
令和 5 年度	32 億円	(463 億円×0.07)	(特償 21 億円、税控 11 億円)
令和 6 年度	32 億円	(463 億円×0.07)	(特償 21 億円、税控 11 億円)

(2) 法人事業税の減収額の試算方法

(R1 以前) 特別償却による所得減少見込額×0.067 (法人事業税率) = 法人事業税の減収見込み (B)

(R2 以降) 特別償却による所得減少見込額×0.07 (法人事業税率) = 法人事業税の減収見込み (B)

平成 29 年度 (実績)	84 億円	(4,194 億円×0.3×0.067)
平成 30 年度 (実績)	48 億円	(2,408 億円×0.3×0.067)
令和元年度 (実績)	47 億円	(2,338 億円×0.3×0.067)
令和 2 年度 (実績)	42 億円	(1,999 億円×0.3×0.07)
令和 3 年度	42 億円	(1,999 億円×0.3×0.07)
令和 4 年度	42 億円	(1,999 億円×0.3×0.07)
令和 5 年度	42 億円	(1,999 億円×0.3×0.07)
令和 6 年度	42 億円	(1,999 億円×0.3×0.07)

(R1 以前) 法人事業税の減収見込額×0.432 (地方法人特別税率) = 地方法人特別税の減収見込額 (C)

(R2 以降) 法人事業税の減収見込額×0.37 (特別法人事業税率) = 特別法人事業税の減収見込額 (C)

平成 29 年度 (実績)	36 億円	(84 億円×0.432)
平成 30 年度 (実績)	21 億円	(48 億円×0.432)
令和元年度 (実績)	20 億円	(47 億円×0.432)
令和 2 年度 (実績)	16 億円	(42 億円×0.37)
令和 3 年度	16 億円	(42 億円×0.37)
令和 4 年度	16 億円	(42 億円×0.37)
令和 5 年度	16 億円	(42 億円×0.37)
令和 6 年度	16 億円	(42 億円×0.37)

(A) 法人住民税 + (B) 法人事業税 + (C) 地方法人特別税・特別法人事業税 = 地方税減収見込額

(注) (2) の税率はいずれも外形外法人のみ適用される場合の税率

以上

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称		中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業経営強化税制)の見直し及び延長
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義、所得税:外)(国税 33) (法人住民税:義(自動連動)、法人事業税:義(自動連動)(地方税 33)
		② 上記以外の税目	—
3	要望区分等の別		【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】
4	内容		《現行制度の概要》 中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を取得や製作等した場合に、即時償却又は取得価額の10%の税額控除(資本金 3,000 万円超1億円以下の法人は 7%)が選択適用できる。
			《要望の内容》 適用期限を 2 年間延長する。
			《関係条項》 所得税 租税特別措置法第 10 条の 5 の 3 租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 3 租税特別措置法施行規則第 5 条の 11 法人税 租税特別措置法第 42 条の 12 の 4、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 4、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 9
5	担当部局		総務省情報流通行政局地域通信振興課デジタル経済推進室
6	評価実施時期及び分析対象期間		評価実施時期:令和 4 年 8 月 分析対象期間:令和元年度～令和 6 年度
7	創設年度及び改正経緯		平成 26 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置を創設(平成 29 年 3 月末までの適用期間の延長) 平成 29 年度 中小企業投資促進税制の上乗せ措置部分を改組し、中小企業経営強化税制として新設(適用期間は平成 31 年 3 月末まで) 令和元年度 特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化を行った上で延長(適用期間は令和 3 年 3 月末まで) 令和 2 年度 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策特定経営力向上設備等の対象にテレワーク等のために行う設備投資を追加 令和 3 年度 修正 ROA 等が一定割合以上向上するための設備投資の追加等を行った上で、延長(適用期間は令和 5 年 3 月末まで)
8	適用又は延長期間		令和 5 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日(2 年間)
9	必要性	① 政策目的及	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》

	等	びその根拠	<p>中小企業者等の成長及び発展が日本経済の活性化に果たす役割の重要性に鑑み、中小企業者等における生産性の高い設備やIT化等への設備投資を促進することで、中小企業者等の経営力の向上を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 中小企業基本法第 26 条(自己資本の充実)では、「国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業者等に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。」とされている。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>令和5年度概算要求における政策体系図 【基本計画(平成 29 年9月策定)】 V. 情報通信(ICT 政策) 2. 情報通信技術高度利活用の推進 VI. 郵政行政 郵政行政の推進</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 中小企業者等の設備投資をリーマンショック前の 14 兆円の水準まで回復させること。 本税制措置の延長後の期限である令和 6 年度末を目途に、達成された状態が継続していることを目標とする。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>○実績 即時償却 令和元年度:17,325 件 令和 2 年度:15,742 件 令和 3 年度:15,742 件</p> <p>税額控除 令和元年度:8,834 件 令和 2 年度:7,337 件 令和 3 年度:7,337 件</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和 3 年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>○見込み 即時償却 令和 4 年度:15,742 件 令和 5 年度:15,742 件 令和 6 年度:15,742 件</p> <p>税額控除 令和 4 年度:7,337 件 令和 5 年度:7,337 件 令和 6 年度:7,337 件</p>

		<p>※独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」における全産業で設備投資を実施した事業者の割合を、令和元年度から令和3年度までの割合の伸び率から3年分の対前年比の平均伸び率を算出すると、前年度比の伸び率の平均は、-0.0%。今後、令和2年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。</p>
②	適用額	<p>○実績 即時償却 令和元年度:5,685億円 令和2年度:4,742億円 令和3年度:4,742億円</p> <p>税額控除 令和元年度:139億円 令和2年度:96億円 令和3年度:96億円</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」 ※令和3年度は出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p> <p>○見込み 即時償却 令和4年度:4,742億円 令和5年度:4,742億円 令和6年度:4,742億円</p> <p>税額控除 令和4年度:96億円 令和5年度:96億円 令和6年度:96億円</p> <p>※上記①適用数と同様に、今後、令和2年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。</p>
③	減収額	<p>○実績 特別償却 令和元年度:836億円 令和2年度:672億円 令和3年度:672億円</p> <p>税額控除 令和元年度:139億円 令和2年度:96億円 令和3年度:96億円</p> <p>(出典)「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を基に試算した減収額(実績集計) ※令和3年度は適用額の出典元の数字がまだ公表されていないため見込みと同様に推定。</p>

			<p>○見込み 令和4年度:96億円 令和5年度:96億円 令和6年度:96億円</p> <p>※上記①適用数と同様に、今後、令和2年度と同様の実績を見込んで平均伸び率を掛けた。</p>																																																			
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 中小企業者等の設備投資状況等は、新型コロナウイルス感染症の影響により設備投資が令和2年度に大きく減少。令和3年度もほぼ横ばいであり、今後も、新型コロナウイルス感染症や円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下で、先行きが不透明な状況であり、中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き支援が必要。</p> <p>(兆円) 設備投資額の推移(年間)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年</th> <th>大企業 (兆円)</th> <th>中小企業 (兆円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>2006</td><td>36.5</td><td>12.9</td></tr> <tr><td>2007</td><td>39.0</td><td>14.3</td></tr> <tr><td>2008</td><td>36.5</td><td>12.9</td></tr> <tr><td>2009</td><td>30.0</td><td>9.1</td></tr> <tr><td>2010</td><td>25.0</td><td>9.6</td></tr> <tr><td>2011</td><td>25.0</td><td>9.4</td></tr> <tr><td>2012</td><td>25.5</td><td>9.2</td></tr> <tr><td>2013</td><td>25.0</td><td>9.0</td></tr> <tr><td>2014</td><td>26.0</td><td>9.8</td></tr> <tr><td>2015</td><td>28.0</td><td>10.7</td></tr> <tr><td>2016</td><td>29.5</td><td>11.3</td></tr> <tr><td>2017</td><td>30.0</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>2018</td><td>32.5</td><td>11.2</td></tr> <tr><td>2019</td><td>34.0</td><td>11.4</td></tr> <tr><td>2020</td><td>33.0</td><td>10.7</td></tr> <tr><td>2021</td><td>30.5</td><td>10.8</td></tr> </tbody> </table> <p>資料：財務省「法人企業統計調査年報」 (注)ここでいう大企業とは資本金1000千円以上1億円以下の企業、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>	年	大企業 (兆円)	中小企業 (兆円)	2006	36.5	12.9	2007	39.0	14.3	2008	36.5	12.9	2009	30.0	9.1	2010	25.0	9.6	2011	25.0	9.4	2012	25.5	9.2	2013	25.0	9.0	2014	26.0	9.8	2015	28.0	10.7	2016	29.5	11.3	2017	30.0	11.4	2018	32.5	11.2	2019	34.0	11.4	2020	33.0	10.7	2021	30.5	10.8
年	大企業 (兆円)	中小企業 (兆円)																																																				
2006	36.5	12.9																																																				
2007	39.0	14.3																																																				
2008	36.5	12.9																																																				
2009	30.0	9.1																																																				
2010	25.0	9.6																																																				
2011	25.0	9.4																																																				
2012	25.5	9.2																																																				
2013	25.0	9.0																																																				
2014	26.0	9.8																																																				
2015	28.0	10.7																																																				
2016	29.5	11.3																																																				
2017	30.0	11.4																																																				
2018	32.5	11.2																																																				
2019	34.0	11.4																																																				
2020	33.0	10.7																																																				
2021	30.5	10.8																																																				
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p>																																																			
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>現行制度は、税額控除と即時償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担が軽減されることによる資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。また、特例を利用するためには、中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けが必要であり、当該計画の認定を受けするためには、国の指針に基づき経営力の向上を図るための設備投資を含む取組を行うことが必要。</p> <p>本特例措置により、事業者は償却費用の前倒しや税負担の軽減といったメリットを享受できるため、より積極的な事業展開を行うための設備投資へのインセンティブとなる。</p> <p>加えて、中小企業者等の投資を幅広く支援するため、ほぼ全ての業種を対象として、生産性の高い設備等(機械装置、器具備品、測定工</p>																																																			

			<p>具・検査工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア)を取得する場合(リースも含む)に適用を可能とされている一方、取得価額要件(一定金額以上の設備投資を対象)を設定することなどにより、経営力の向上に著しく効果のある設備投資に限定して支援を行うべく、制度設計がなされているものである。</p> <p>事業者が資金繰り等の状況に合わせて、適用措置を選択できるため、補助金等の他の支援策とは違う自由度がある。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制として、中小企業投資促進税制がある。</p> <p>中小企業投資促進税制は、中小企業者等の幅広い設備投資を支援するため、計画認定を必要とせず、一定の規模以上の設備投資を対象としている。</p> <p>なお、いずれの措置においても、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除を選択適用(税額控除は資本金3,000万円以下の法人、個人事業主のみ)できることとされている。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により中小企業の設備投資を促進することにより、中小企業の生産性の向上等を通じて、地域の経済の活性化に資する。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和2年9月

中小企業経営強化税制（減収見込額・適用件数見込みの実績推計）

1. 国税減収見込額・適用件数見込み

（１）中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」において、全産業で設備投資を実施した事業者の割合を令和元年度から令和３年度までの割合の伸び率から３年分の対前年比の平均伸び率を算出。

令和元年 17.5%

令和２年 18.1%（前年比 0.7%ポイント） ※四捨五入の関係で一致しない

令和３年 17.5%（前年比 -0.6%ポイント）

令和４年 16.2%（前年比 -0.1%ポイント） 平均 -0.0%ポイント

（２）（１）を踏まえ令和２年度と同様の実績を見込み、適用件数見込み及び国税減収見込額を推計。

平成 29 年度（実績）	14,143 件	619 億円（特償 550 億円、税控 69 億円）
平成 30 年度（実績）	26,469 件	1,063 億円（特償 922 億円、税控 141 億円）
令和元年度（実績）	26,159 件	975 億円（特償 836 億円、税控 139 億円）
令和 2 年度（実績）	23,079 件	768 億円（特償 672 億円、税控 96 億円）
令和 3 年度	23,079 件	768 億円（特償 672 億円、税控 96 億円）
令和 4 年度	23,079 件	768 億円（特償 672 億円、税控 96 億円）
令和 5 年度	23,079 件	768 億円（特償 672 億円、税控 96 億円）
令和 6 年度	23,079 件	768 億円（特償 672 億円、税控 96 億円）

（３）新型コロナ禍や円安・資源高等によるコストプッシュ・インフレ下の中で、中小企業の生産性向上や DX に資する投資をメリハリの効いた形で後押しするための所要の措置による減収見込額。

検討中

2. 地方税減収見込額

（億円）

	29	30	元	2	3	4	5	6
法人住民税	80	137	126	54	54	54	検討中	検討中
（特償）	71	119	108	47	47	47	検討中	検討中
（税控）	9	18	18	7	7	47	検討中	検討中
法人事業税 （特別法人事業税を含む） ※特償のみ	325	584	546	453	453	453	検討中	検討中

(1) 法人住民税の減収額の試算方法

(R1 以前) 国税減収見込額×0.129 (法人住民税率) = 法人住民税 (A)

(R2 以降) 国税減収見込額×0.07 (法人住民税率) = 法人住民税 (A)

平成 29 年度 (実績)	80 億円 (619 億円×0.129) (特償 71 億円、税控 9 億円)
平成 30 年度 (実績)	137 億円 (1,063 億円×0.129) (特償 119 億円、税控 18 億円)
令和元年度 (実績)	126 億円 (975 億円×0.129) (特償 108 億円、税控 18 億円)
令和 2 年度 (実績)	54 億円 (768 億円×0.07) (特償 47 億円、税控 7 億円)
令和 3 年度	54 億円 (768 億円×0.07) (特償 47 億円、税控 7 億円)
令和 4 年度	54 億円 (768 億円×0.07) (特償 47 億円、税控 7 億円)
令和 5 年度	検討中
令和 6 年度	検討中

(2) 法人事業税の減収額の試算方法

(R1 以前) 特別償却による所得減少見込額×0.067 (法人事業税率) = 法人事業税の減収見込み (B)

(R2 以降) 特別償却による所得減少見込額×0.07 (法人事業税率) = 法人事業税の減収見込み (B)

平成 29 年度 (実績)	227 億円 (3,388 億円×1×0.067)
平成 30 年度 (実績)	408 億円 (6,083 億円×1×0.067)
令和元年度 (実績)	381 億円 (5,685 億円×1×0.067)
令和 2 年度 (実績)	331 億円 (4,742 億円×1×0.07)
令和 3 年度	331 億円 (4,742 億円×1×0.07)
令和 4 年度	331 億円 (4,742 億円×1×0.07)
令和 5 年度	検討中
令和 6 年度	検討中

(R1 以前) 法人事業税の減収見込額×0.432 (地方法人特別税率) = 地方法人特別税の減収見込額 (C)

(R2 以降) 法人事業税の減収見込額×0.37 (特別法人事業税率) = 特別法人事業税の減収見込額 (C)

平成 29 年度 (実績)	98 億円 (227 億円×0.432)
平成 30 年度 (実績)	176 億円 (408 億円×0.432)
令和元年度 (実績)	165 億円 (381 億円×0.432)
令和 2 年度 (実績)	122 億円 (331 億円×0.37)
令和 3 年度	122 億円 (331 億円×0.37)
令和 4 年度	122 億円 (331 億円×0.37)
令和 5 年度	検討中
令和 6 年度	検討中

(A) 法人住民税 + (B) 法人事業税 + (C) 地方法人特別税・特別法人事業税 = 地方税減収見込額

(注) (2) の税率はいずれも外形外法人のみ適用される場合の税率

以上

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充及び延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税：義、所得税：外) (国税 31) (法人住民税：義) (地方税 29)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】	【 <u>単独</u> ・ <u>主管</u> ・ <u>共管</u> 】
4	内容	《現行制度の概要》 所得の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合、その事業年度の法人税額（国税）から、試験研究費の額に税額控除割合を乗じて計算した金額を控除することを認める制度。	
		《要望の内容》 我が国の国際競争力を支える民間研究開発の維持・拡大を図るため、イノベーションに繋がる中長期・革新的な民間研究開発投資を促す仕組みとする。 具体的には、企業が研究開発投資を増加させるインセンティブの更なる向上を図るため、投資インセンティブが効果的に働くよう見直しを行うとともに、オープンイノベーションの促進を図るための制度の見直し等を行う。 ○一般型のインセンティブを強化 ○オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び控除率の引上げ ○サービス開発の要件の見直し ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長（2年間延長（令和6年度末まで）） ○試験研究費の額が平均売上金額の10%超の場合の上乗措置の適用期限の延長（2年間延長（令和6年度末まで）） ○中小企業者等について、試験研究費が9.4%超増加した場合の上乗措置の適用期限を延長（2年間延長（令和6年度末まで）） ○オープンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先として、特別研究機関等に福島国際研究教育機構を追加するとともに、成果活用促進事業者及び新事業開拓における研究開発の成果を活用する事業者と同機構から出資を受ける者を追加 等	
		《関係条項》 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条、第42条の4	

5	担当部局	総務省国際戦略局技術政策課
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期：令和4年8月 分析対象期間：令和2年度～令和6年度
7	創設年度及び改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・増加型：昭和42年度創設 ・中小企業技術基盤強化税制：昭和60年度創設 ・特別試験研究費税額控除制度：平成5年度創設 ・総額型：平成15年度創設 ・高水準型：平成20年度創設 ・平成26年度税制改正にて、上乘せ措置（増加型及び高水準型）を3年間延長するとともに、増加型の控除率を定率5%から5～30%（試験研究費の増加率に応じて控除率が変化する仕組み）に変更 ・平成27年度税制改正にて、控除上限を法人税額の30%に上げる（総額型25%、特別試験研究費税額控除制度（オープンイノベーション型）5%（ともに適用期限の定めなし））とともに、オープンイノベーション型の控除率（12%から20%又は30%）及び対象費用（中小企業からの知財権の使用料）を拡充し、繰越控除制度を廃止。 ・平成29年度改正にて、増加型を廃止した上で、総額型に増加インセンティブを組み込み、高水準型を延長しつつ、売上高試験研究費割合が10%超の場合や中小企業者等の試験研究費が5%超増加した場合に控除上限を上乘せできる措置を導入。加えて、試験研究費の定義を見直し（第4次産業革命型のサービスの開発を追加）、特別試験研究費税額控除制度の要件を緩和。 ・令和元年度改正にて、特別試験研究費税額控除制度の控除上限を法人税額の5%から10%に引き上げるとともに、支援対象を拡大し、一部控除率を引上げ。総額型の控除率を見直し、増加インセンティブを強化。高水準型を廃止し、試験研究費割合が10%超の場合の控除率上乘せ措置を創設（令和2年度末まで）。ベンチャー企業が総額型を利用する場合の控除上限の引上げ。控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和2年度末まで） ・令和3年度改正にて、一般型（総額型から改名）の控除上限を25%から30%に引き上げるとともに、一般型の控除率を見直し増加インセンティブを強化。自社利用ソフトウェアに区分されるソフトウェアに関する試験研究費を税額控除対象に追加。特別試験研究費における共同研究の相手方に国立研究法人の外部化法人及び人文系の研究機関を追加。控除率及び控除上限の上乗せ措置を2年間延長（令和4年度末まで）
8	適用又は延長期間	<ul style="list-style-type: none"> ○一般型のインセンティブを強化 ○オープンイノベーション型におけるスタートアップ企業の定義の見直し及び控除率の引上げ ○サービス開発の要件の見直し ○オープンイノベーション型の共同試験研究及び委託試験研究先として、特別研究機関等に福島国際研究教育機構を追加すると

			<p>ともに、成果活用促進事業者及び新事業開拓における研究開発の成果を活用する事業者と同機構から出資を受ける者を追加</p> <p>(以上、適用期限の定めなし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般型の控除率の上乗措置の適用期限の延長 ○試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の上乗せ措置 ○中小企業者等について、試験研究費が9.4%超増加した場合に控除率及び控除上限を上乗せする仕組み <p>(以上、令和5年4月1日～令和7年3月31日(2年間))</p>
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>我が国の研究開発投資総額(令和2年度:19.2兆円)の約7割(同:13.8兆円)を占める民間企業の研究開発投資を維持・拡大することにより、イノベーション創出に繋がる中長期・革新的な研究開発等を促し、我が国の成長力・国際競争力を強化する。あわせて、自律的なイノベーションエコシステムを構築する。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○科学技術・イノベーション基本計画[令和3年3月26日閣議決定] 第3章 科学技術・イノベーション政策の推進体制の強化 <ul style="list-style-type: none"> 1. 知と価値の創出のための資金循環の活性化 <ul style="list-style-type: none"> (b) あるべき姿とその実現に向けた方向性 【科学技術・イノベーション政策において目指す主要な数値目標】(主要指標) <ul style="list-style-type: none"> ・2021年度より2025年度までの、政府研究開発投資の総額の規模:約30兆円 ・2021年度より2025年度までの、官民合わせた研究開発投資の総額:約120兆円(政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案) ○経済財政運営と改革の基本方針2022(骨太の方針)[令和4年6月7日閣議決定] 第2章 新しい資本主義に向けた改革 <ul style="list-style-type: none"> 1. 新しい資本主義に向けた重点投資分野 <ul style="list-style-type: none"> (2) 科学技術・イノベーションへの投資 <ul style="list-style-type: none"> ～略～研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。～略～ (3) スタートアップ(新規創業)への投資 <ul style="list-style-type: none"> ～略～ベンチャーキャピタルとも連携した支援の拡充や創業ベンチャーへの支援の強化を行うほか、革新技術の研究開発とスタートアップ創出を行う拠点づくりを海外の大学等とも連携し、民間資金を基盤として運営される形で進める。～略～ ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画[令和4年6月7日閣議決定] Ⅲ. 新しい資本主義に向けた計画的な重点投資 <ul style="list-style-type: none"> 2. 科学技術・イノベーションへの重点的投資 <ul style="list-style-type: none"> ～略～民間の現預金を活用した研究開発投資に対するインセンティブを強化する。具体的には、オープンイノベーションを更に加速し、研究開発投資全体を押し上げられるよう、民間企業の研究開発投資を促進するための税制の在り方につい

		<p>て検討を進める。 ～略～ その上で、研究開発投資を増加する企業に対しては、インセンティブを付与していく。</p> <p>3. スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進 (2) 付加価値創造とオープンイノベーション</p> <p>②既存企業のオープンイノベーションの推進のための税制等の在り方やルールの見直し ～略～スタートアップに投資し、さらに買収することが、スタートアップの出口戦略としても、既存の大企業のオープンイノベーションの推進策としても重要である。このため、オープンイノベーションを促進するため、税制等の在り方をこれまでの効果も勘案し再検証する。</p> <p>○ 激変する世界・日本における今後の中小企業政策の方向性—成長に向けた自己変革に挑戦し、地域を支える中小企業が「成長と分配の好循環」をリードする— [令和4年6月22日 中小企業政策審議会 総会] 第4章 (略) 世界や日本が構造変化に直面する中、日本経済全体のパフォーマンスを向上させ、「成長と分配の好循環」を実現する上でも、また、新たな価値観や地政学リスクに対応するサプライチェーンを構築する上でも、中小企業・小規模事業者が本来持つ強み(分厚い構造、イノベーションに適した特性等)を発揮し、成長・生産性向上を目指していくことが重要である。 (略) こうした企業が成長志向に変革していき、一者でも多くの中小企業・小規模事業者が成長志向になることを目指して、政策支援を展開していきたい。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>令和5年度概算要求における政策体系図 【基本計画(平成29年9月策定)】 V. 情報通信(ICT政策) 1. 情報通信技術の研究開発・標準化の推進</p>
	③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする。 (政府投資が呼び水となり民間投資が促進される相乗効果や我が国の政府負担研究費割合の水準等を勘案)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 我が国全体の研究開発投資の7割以上を占める企業の研究開発投資を押し上げることにより、国全体の研究開発投資を高め、イノベーションの加速を通じた我が国の成長力・国際競争力を強化することに大きく寄与することが可能。 なお、研究論文(Kasahara et al. (2014))によれば、研究開発税制(総額型)の導入により、研究開発投資が3.0~3.4%増加した。 また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所がEBPMの一環として行った研究のディスカッションペーパー(池内(2022))によれば、2015年度の税制改正におけるオープンイノベーション</p>

			型の拡充により、平均で14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。
10	有効性等	① 適用数	<p>○適用事業者（法人）数実績（うち、資本金1億円以下の法人分）</p> <p><一般型> 令和2年度 3,504 法人（1,024 法人） 令和3年度 3,698 法人（3,687 法人）（見込み） 令和4年度 3,698 法人（3,687 法人）（見込み）</p> <p><中小企業技術基盤強化税制> 令和2年度 5,164 法人（5,148 法人） 令和3年度 6,091 法人（6,072 法人）（見込み） 令和4年度 6,091 法人（6,072 法人）（見込み）</p> <p><オープンイノベーション型> 令和2年度 562 法人（281 法人） 令和3年度 692 法人（346 法人）（見込み） 令和4年度 692 法人（346 法人）（見込み）</p> <p>※令和2年度は「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」により把握。 ※令和3年度、令和4年度は、「令和3年度経産省アンケート調査」の集計結果を元に、「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。</p> <p>○将来推計</p> <p><令和5年度> ・一般型 3,698 法人／事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制 6,091 法人／事業年度 ・オープンイノベーション型 692 法人／事業年度</p> <p><令和6年度> ・一般型 3,698 法人／事業年度 ・中小企業技術基盤強化税制 6,091 法人／事業年度 ・オープンイノベーション型 692 法人／事業年度</p> <p>※適用件数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和5年度、令和6年度は、令和4年度推計値と同数とした。</p> <p>○業種別適用件数（実績） 業種別に適用件数をみると、一般型、中小企業技術基盤強化税制、オープンイノベーション型いずれも下記のとおり幅広い業種の企業で適用されている。</p>

○令和2年度一般型適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	3,504	1,024
製造業	2,360	614
化学工業	473	98
機械製造業	286	75
電気機械	260	68
食料品	235	61
輸送用機械	150	23
金属製品	166	53
その他製造業	790	236
サービス業	429	169
卸売業	319	123
その他	396	118

(出典：租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○令和2年度中小企業技術基盤強化税制適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	5,164	5,148
製造業	3,160	3,158
化学工業	394	394
機械製造業	442	442
電気機械	396	396
食料品	283	282
輸送用機械	107	107
金属製品	377	377
その他製造業	1,161	1,160
サービス業	730	728
卸売業	787	782
その他	487	480

(出典：租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○令和2年度オープンイノベーション型適用件数

業種名	適用企業数	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	562	281
製造業	333	142
化学工業	91	33
機械製造業	30	12
電気機械	39	17

食料品	34	15
輸送用機械	14	2
金属製品	17	15
その他製造業	108	48
サービス業	94	67
卸売業	50	34
その他	85	38

(出典：租税特別措置の適用実態調査(財務省))

※試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除については、制度の対象の大宗が法人であり、所得税の活用については、国税庁による申告所得税標本調査 第10表 租税特別措置法関連項目によると、令和2年度の適用は8人(適用金額23百万円)となっている。それ以前の平成30・令和元年度の本税制の利用動向に大きな変化が生じていないことを踏まえると、個人の活用状況は極めて僅少であることが見込まれる。

② 適用額

【国税】

○減収額実績

<一般型>

令和2年度 4,737億円(132億円)

令和3年度 4,999億円(504億円) (見込み)

令和4年度 4,999億円(504億円) (見込み)

<中小企業技術基盤強化税制>

令和2年度 208億円(206億円)

令和3年度 245億円(243億円) (見込み)

令和4年度 245億円(243億円) (見込み)

<オープンイノベーション型>

令和2年度 108億円(4.5億円)

令和3年度 133億円(5.5億円) (見込み)

令和4年度 133億円(5.5億円) (見込み)

○将来推計

<令和5年度>

・一般型 4,999億円億円

・中小企業技術基盤強化税制 245億円億円

・オープンイノベーション型 133億円

<令和6年度>

・一般型 4,999億円億円

・中小企業技術基盤強化税制 245億円億円

・オープンイノベーション型 133億円

※令和2年度は「租税特別措置の適用実態調査(財務省)」により把握。

※令和3年度、令和4年度及び将来推計は、「令和3年度経産省アンケート調査」の集計結果を元に、「租税特別措置の適用実

態調査（財務省）」の数字で割り戻した数値で補正し算出している。

【地方税】

○減収額実績

＜中小企業技術基盤強化税制＞

令和2年度 17億円

＜オープンイノベーション型＞

令和2年度 0.36億円

（出典：総務省「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」）

○将来推計

＜令和3年度＞

- ・中小企業技術基盤強化税制 17億円
- ・オープンイノベーション型 0.39億円

＜令和4年度＞

- ・中小企業技術基盤強化税制 17億円
- ・オープンイノベーション型 0.39億円

※国税における適用額の推計のうち、資本金1億円以下の法人分の推計額に法人住民税率（7.0%）を乗じた数を計上した。

○業種別適用金額（実績）

業種別の適用金額では、一般型（輸送用機械）及びオープンイノベーション型（化学工業）の割合が高くなっている。

一般型については、輸送用機械が全産業の研究開発費に占める割合が19.5%と非常に高いことから、積極的に研究開発投資を行っていると考えられる。また、オープンイノベーション型については、全産業の研究開発費に占める化学工業の割合が55.4%と非常に高く、オープンイノベーションを積極的に行っているものと考えられる。

○令和2年度一般型適用金額 （単位：百万円）

業種名	適用金額	（うち資本金1億円以下の法人）
総計	473,720	13,230
製造業	378,419	9,086
化学工業	85,850	3,041
機械製造業	32,069	491
電気機械	68,092	721
食料品	16,083	741
輸送用機械	92,594	165
金属製品	3,942	338

その他製造業	79,788	3,589
サービス業	14,511	1,599
卸売業	25,140	1,328
その他	55,650	1,217

(出典：租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○令和2年度中小企業技術基盤強化税制適用金額(単位：百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	20,766	20,620
製造業	14,963	14,959
化学工業	3,075	3,075
機械製造業	1,972	1,972
電気機械	1,786	1,786
食料品	1,346	1,342
輸送用機械	426	426
金属製品	1,238	1,238
その他製造業	5,120	5,120
サービス業	1,744	1,737
卸売業	2,765	2,639
その他	1,294	1,285

(出典：租税特別措置の適用実態調査(財務省))

○令和2年度オープンイノベーション型適用金額(単位：百万円)

業種名	適用金額	(うち資本金1億円以下の法人)
総計	10,768	449
製造業	9,314	283
化学工業	5,969	189
機械製造業	388	13
電気機械	580	13
食料品	179	17
輸送用機械	582	1
金属製品	18	11
その他製造業	1,597	40
サービス業	296	71
卸売業	367	51

			<table border="1"> <tr> <td>その他</td> <td>791</td> <td>44</td> </tr> </table> <p>(出典：租税特別措置の適用実態調査(財務省))</p> <p>※なお、総務省「科学技術研究調査」令和3年調査結果(令和2年度実績)によれば、民間研究開発投資額(13.8兆円)のうち、製造業の割合は89.9%であり、業種別研究開発投資構成比の上位業種としては、「輸送用機械器具製造業(28.0%)」、「医薬品製造業(9.5%)」、「電子部品・デバイス・電子回路製造業(8.3%)」、「情報通信機械器具製造業(8.3%)」となっているほか、非製造業の割合は10.1%となっている。</p>	その他	791	44																																
その他	791	44																																				
		③ 減収額	適用額に同じ。																																			
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 我が国の政府研究開発投資は増加したものの、民間投資は減少したことから、研究開発投資の総額は減少している。</p> <p>研究主体別研究費の推移(億円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2016年度</th> <th>2017年度</th> <th>2018年度</th> <th>2019年度</th> <th>2020年度</th> <th>前年比(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総額</td> <td>184,326</td> <td>190,504</td> <td>195,260</td> <td>195,757</td> <td>192,365</td> <td>-1.7</td> </tr> <tr> <td>企業</td> <td>133,183</td> <td>137,989</td> <td>142,316</td> <td>142,121</td> <td>138,608</td> <td>-2.4</td> </tr> <tr> <td>非営利団体・公共機関</td> <td>151,102</td> <td>16,097</td> <td>16,160</td> <td>16,435</td> <td>16,997</td> <td>3.4</td> </tr> <tr> <td>大学等</td> <td>36,042</td> <td>36,418</td> <td>36,784</td> <td>37,202</td> <td>36,760</td> <td>-1.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>そのため、「官民合わせて研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円」を達成するためには、引き続き本制度において、企業におけるイノベーションに繋がる中長期・革新的な研究開発への積極的な投資やイノベーション経営に向けた企業の意識・行動改革を最大限後押しすることが重要であると考えられる。</p>		2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	前年比(%)	総額	184,326	190,504	195,260	195,757	192,365	-1.7	企業	133,183	137,989	142,316	142,121	138,608	-2.4	非営利団体・公共機関	151,102	16,097	16,160	16,435	16,997	3.4	大学等	36,042	36,418	36,784	37,202	36,760	-1.1
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	前年比(%)																																
総額	184,326	190,504	195,260	195,757	192,365	-1.7																																
企業	133,183	137,989	142,316	142,121	138,608	-2.4																																
非営利団体・公共機関	151,102	16,097	16,160	16,435	16,997	3.4																																
大学等	36,042	36,418	36,784	37,202	36,760	-1.1																																
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>研究論文(Kasahara et al. (2014))によれば、2003年度の税制改正における総額型の導入により、研究開発投資が3.0~3.4%増加したとされている。また、経済産業省と連携した上で、経済産業研究所がEBPMの一環として行った研究のディスカッションペーパー(池内(2022))によれば、2015年度の税制改正におけるオープンイノベーション型の拡充により、平均で14.4%の外部支出研究開発投資の増加に寄与したことが示されている。</p> <p>以上のように、本税制の効果分析は一定程度行われているところであるが、こうした過去の分析等を踏まえつつ、引き続き、本税制の効果分析について検討していく。</p>																																			
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>革新的なイノベーションがどのような業種・分野・企業形態から生まれてくるかを予測するのは困難であり、業種・分野・企業形態を問わず、幅広く技術・知識の基盤を確立させることが重要であることから、民間企業の研究開発投資に対しては、中立・公平な支援措置として税制措置を講じることが妥当。</p>																																			

		<p>研究開発税制については、平成29年度税制改正において、総額型の仕組みに研究開発投資の増減に応じて支援にメリハリをつける仕組みを導入した。さらに、令和元年度税制改正、令和3年度税制改正のそれぞれにおいて控除率カーブを変更し、更なるメリハリの強化を進めてきたところ。</p> <p>しかしながら、2021年に閣議決定された「科学技術・イノベーション基本計画」において「官民合わせた研究開発投資の総額を2021年度より2025年度までに約120兆円にする」ことが目標として示されており、これを達成するためには、今まで以上のスピードで、研究開発投資を増加させていくことが必要な状況となっており、インセンティブをさらに強化し、民間の研究開発投資を後押ししていく。</p> <p>大企業とスタートアップの委託・共同研究を促すことは、大企業にとっては、新しい技術・アイデアを取り込むことにつながり、新領域への研究開発投資の機会を生み出すことにつながる。また、スタートアップにとっては、大企業の経営資源を活用することで、成長のスピードを加速化することができ、その成長過程で多額の研究開発投資を行うことができる。</p> <p>そのため、大企業のスタートアップとの委託・共同研究を支援するオープンイノベーション型を、より使いやすい制度に見直すことは、我が国の研究開発投資を増やすことに効果的であり、政府目標の達成を目指す上で妥当であると考えられる。</p>
	<p>② 他の支援措置や義務付け等との役割分担</p>	<p>一般に、研究開発投資を促す政策的な手段としては、税制に加えて、規制緩和、補助金等の予算事業による支援が考えられるため、これらの政策ツールとの税制の役割の違いについて述べる。</p> <p>規制緩和については、規制を理由に現在生まれていない市場を生み出す、または、これまで制限されていた市場を拡大するという効果が期待されるものである。しかし、これらの効果は、主に規制の強い産業領域において有効であり、規制緩和が行われた領域の周辺で影響を及ぼす。そのため、あらゆる分野のイノベーションが期待できる訳ではない。</p> <p>予算事業については、量子、AI、医療、バイオ等の重点分野に対し、国からの資金を呼び水に集中的に民間投資を促すことができるという意味で効果的である。しかし、イノベーションがどのような領域の組み合わせによって生まれるかを事前に予測することは困難であること、研究開発は長期間継続して行うことによって、はじめて成果が生まれるケースも多々あることから、民間企業の自由な発想にもとづく、研究開発を支援することも必要。その意味で、研究開発税制は、研究開発テーマについて、特定のものに限定しておらず、市場原理、民間の創意工夫に基づいて、研究開発投資額を増やした領域に対してのインセンティブが生まれる仕組みとなっている。</p> <p>実際、OECD ペーパー (Appelt, S. et al. (2016)) においても、研究開発税制と予算等による直接的な支援措置とは政策目的が異なるとされており、予算等による直接的な支援措置は社会的リターンが大きい特定のプロジェクトを支援するものである一方、研究開発税制は、民間企業にどのような研究開発を行うかの</p>

			<p>選択の余地を残している点で、市場原理に基づく措置であるとされており、上記の考え方とも一致する。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>地方税法第 23 条第 1 項第 4 号及び第 292 条第 1 項第 4 号において、法人住民税は試験研究費税額控除前の法人税額を課税標準とすることとされている。その中で、中小企業者等においては、地方税法附則第 8 条により、試験研究費税額控除後の法人税額を課税標準とすることが定められている。</p>
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和 2 年 9 月

令和 5 年度地方税制改正要望における
中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の減収額等算出根拠

本要望による地方税の減収額は、以下の試算により、1,714 百万円とした。

◇中小企業技術基盤強化税制 減収見込額・適用見込事業者数について

【適用見込事業者数】

(中小企業技術基盤強化税制)

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和 2 年度の中小企業技術基盤強化税制の活用事業者数は 5,164 法人。経産省アンケートで得られた令和 2 年度の中小企業技術基盤強化税制の活用事業者数は 90 法人であり、カバー率は 1.74%。
(カバー率：90 法人÷5,164 法人=1.74%)
2. 当該カバー率 (1.74%) で、経産省アンケートで得られた令和 3 年度の中小企業技術基盤強化税制の活用予定事業者数の 106 件を割り戻して得られた数 6,091 法人を、現行制度の令和 3 年度における中小企業技術基盤強化税制の適用見込み事業者数とし、令和 4～6 年度における適用見込み事業者数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和 3 年度推計値と同数とした。
(106 法人÷1.74%=6,091 法人)。

【減収見込額 (国税)】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和 2 年度の中小企業基盤強化税制の活用実績は 20,766 百万円 (5,164 法人)。
2. 令和 2 年度の中小企業基盤強化税制の 1 件あたりの平均金額は、4.02 百万円。
(平均額：20,766 百万円÷5,164 法人=4.02 百万円)
3. 上記【適用見込事業者数】の令和 3 年度の適用見込事業者数 (6,091 法人) に 1 件あたりの平均金額を掛け合わせた 24,486 百万円を、令和 3 年度における中小企業基盤強化税制の減収見込額とした。令和 4～6 年度における減収見込額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから同数とした。
(6,091 法人×4.02 百万円=24,486 百万円)

【減収見込額 (地方税)】

1. 上記で試算した令和 3 年度の国税の減収見込み額に法人住民税法人税割の税率 7.0% を乗じて、地方税の減収見込み額は令和 3 年度において 1,714 百万円とした。令和 4～6 年度における減収見込額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから同数とした。
(24,486 百万円×7.0%=1,714 百万円)

【減収額・適用事業者数の推計の考え方】

◇一般型 減収見込額・適用見込事業者数について

【適用見込事業者数】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和 2 年度の総額型の活用事業者数は 3,504 法人。経産省アンケートで得られた令和 2 年度の総額型の活用事業者数は 185 法人であり、カバー率は約 5.3%。
(カバー率：185 法人÷3,504 法人=5.3%)
2. 当該カバー率で、経産省アンケートで得られた令和 3 年度の一般型の活用予定事業者数 196 法人を割り戻して得られた数 3,698 法人を、現行制度の令和 3 年度における一般型の適用見込事業者数とし、令和 4～6 年度における適用見込み事業者数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和 3 年度推計値と同数とした。
(196 法人÷5.3%=3,698 法人)

【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和 2 年度の一般型の活用実績は 473,720 百万円 (3,504 法人)。
2. 令和 2 年度の一般型の 1 件あたりの平均金額は、135.19 百万円。
(平均額：473,720 百万円÷3,504 法人=135.19 百万円)
3. 上記【適用見込事業者数】の令和 3 年度の適用見込事業者数 (3,698 法人) に 1 件あたりの平均金額を掛け合わせた 499,933 百万円を、令和 3 年度における一般型の減収見込額とした。令和 4～6 年度における減収見込額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから同数とした。
(3,698 法人×135.19 百万円=499,933 百万円)
4. なお、令和 5 年度税制改正 (一般型のインセンティブ強化 等) に伴う減収額は精査中。

◇中小企業技術基盤強化税制 減収見込額・適用見込事業者数について

【適用見込事業者数】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和2年度の中小企業技術基盤強化税制の活用事業者数は5,164法人。経産省アンケートで得られた令和2年度の中小企業技術基盤強化税制の活用事業者数は90法人であり、カバー率は1.74%。
(カバー率：90法人÷5,164法人=1.74%)
2. 当該カバー率（1.74%）で、経産省アンケートで得られた令和3年度の中小企業技術基盤強化税制の活用予定事業者数の106件を割り戻して得られた数6,091法人を、現行制度の令和3年度における中小企業技術基盤強化税制の適用見込み事業者数とし、令和4～6年度における適用見込み事業者数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和3年度推計値と同数とした。
(106法人÷1.74%=6,091法人)。

【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和2年度の中小企業技術基盤強化税制の活用実績は20,766百万円（5,164法人）。
2. 令和2年度の中小企業技術基盤強化税制の1件あたりの平均金額は、4.02百万円。
(平均額：20,766百万円÷5,164法人=4.02百万円)
3. 上記【適用見込事業者数】の令和3年度の適用見込事業者数（6,091法人）に1件あたりの平均金額を掛け合わせた24,486百万円を、令和3年度における中小企業技術基盤強化税制の減収見込額とした。令和4～6年度における減収見込額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから同数とした。
(6,091法人×4.02百万円=24,486百万円)

◇オープンイノベーション型 減収見込額・適用見込事業者数について【適用見込事業者数】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和2年度のオープンイノベーション型の活用事業者数は562法人。経産省アンケートで得られた令和2年度のオープンイノベーション型の活用事業者数は64法人であり、カバー率は約11.4%。
(カバー率：64法人÷562法人=11.4%)
2. 当該カバー率で、経産省アンケートで得られた令和3年度のオープンイノベーション型の活用予定事業者数79法人を割り戻して得られた数692法人を、令和3年度におけるオープンイノベーション型の適用見込事業者数とし、令和4～6年度における適用見込み事業者数については、現時点において増減させる要素が明確でないことから、令和3年度推計値と同数とした。
(79法人÷11.4%=692法人)

【減収見込額】

1. 租税特別措置の適用実態調査によると、令和2年度のオープンイノベーション型の活用実績は10,768百万円(562法人)。
2. 令和2年度のオープンイノベーション型の1件あたりの平均金額は、19.16百万円。
(平均額：10,768百万円÷562法人=19.16百万円)
3. 上記【適用見込事業者数】の令和3年度の適用見込事業者数(692法人)に1件あたりの平均金額を掛け合わせた13,259百万円を、令和3年度におけるオープンイノベーション型の減収見込額とした。令和4～6年度における減収見込額については、現時点において増減させる要素が明確でないことから同数とした。
(692法人×19.16百万円=13,259百万円)
4. なお、令和5年度税制改正(スタートアップ企業の定義見直し等)に伴う減収額は精査中。

【3年度税制改正要望時における2年度の減収額・適用事業者数の見込み】

前回要望時（令和3年度税制改正要望時）における令和2年度の総額型、中小企業技術基盤強化税制の減収額見込額及び適用見込事業者数は、次のとおり。

① 減収額見込額

＜総額型＞（うち、税法上の中小企業者等分）

2年度 3,803億円（38億円）

＜中小企業技術基盤強化税制＞

2年度 165億円（165億円）

② 適用見込事業者数

＜総額型＞（うち、税法上の中小企業者等分）

2年度 3,625法人（965法人）

＜中小企業技術基盤強化税制＞

2年度 5,389法人（5,374法人）

※上記の令和2年度における総額型、中小企業技術基盤強化税制の減収額見込額及び適用見込事業者数については、前回要望時（令和3年度税制改正要望時）の事前評価書で記載しているものとして「令和2年度経済産業省アンケート調査」の結果において、研究開発税制を活用した、または税制を活用する見込みと回答した企業数及び金額を抽出し、「租税特別措置の適用実態調査（財務省）」の数字で割り戻した数字で補正し算出したもの。

※なお、減収額見込額及び適用見込事業者数と、実績との差については、経済環境等を踏まえれば、著しくかい離したものにはなっておらず想定範囲内である。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税26) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
		② 上記以外の税目	所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、半島振興法第9条の2第1項及び第9項の規定に基づき、市町村が策定する産業振興促進計画を主務大臣(総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣)が認定した地区における、法人又は個人事業主に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却を認めるもの。 割増償却期間:5年間 償却限度額:機械・装置 普通償却額の32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48%	
		《要望の内容》 本租税特別措置の適用期限を、令和6年度末まで2年間延長する。	
		《関係条項》 ・半島振興法 第9条の2、第16条 ・租税特別措置法 第12条第4項柱書及び表第2号、第45条第3項柱書及び表第2号 ・租税特別措置法施行令 第6条の3第14項第2号、第15項第2号、第20項、第21項、第26項、第28条の9第15項第2号、第16項第2号、第21項、第22項、第27項	
5	担当部局	総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和元年度～令和6年度	
7	創設年度及び改正経緯	昭和61年度 創設(機械等 16/100 建物等 8/100 1,700万円超) 昭和63年度 適用期限の2年延長 平成2年度 適用期限の2年延長 平成4年度 適用期間の2年延長(1,900万円超) 平成6年度 適用期間の1年延長 (機械等14/100 建物等 7/100 2,100万円超) 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長(2,300万円超) 平成10年度 特別償却率引下げ(機械等14/100→13/100) 平成11年度 適用期限の2年延長(機械等12/100 建物等 6/100)	

			<p>平成13年度 適用期限の2年延長(機械等12/100→11/100)</p> <p>平成15年度 適用期限の2年延長(2,500万円超)</p> <p>平成17年度 適用期限の2年延長(機械等11/100→10/100) 旅館業の追加(半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区:建物等7/100)</p> <p>平成19年度 適用期限の2年延長 (旅館業:建物等7/100→6/100 2,000万円超)</p> <p>平成21年度 適用期間の2年延長</p> <p>平成23年度 適用期限の2年延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加</p> <p>平成25年度 割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ(2,000万円超→500万円以上)</p> <p>平成27年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成29年度 適用期限の2年延長</p> <p>令和元年度 適用期限の2年延長</p> <p>令和3年度 適用期限の2年延長</p>
8	適用又は延長期間		2年間(令和5年度～令和6年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなどの条件不利性を抱えており、人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき、半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○半島振興法(昭和60年法律第63号)(抄) (目的) 第1条 この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。)について、広域のかつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もつて半島地域の自立的発展及び地域住民の生活の向上並びに国土の均衡ある発展に資することを目的とする。</p> <p>(税制上の措置) 第16条 国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2022 第2章2(3) (令和4年6月7日閣議決定) (関係人口の拡大と個性をいかした地域づくり) 過疎地域や離島、半島、奄美、小笠原、豪雪地帯などの条件不利地</p>

			域対策に取り組む。														
		② 政策体系における政策目的の位置付け	令和5年度概算要求における政策体系図 【基本計画(平成 29 年9月策定)】 II. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)														
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。 (測定指標) 半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超) ※社会増減率: 社会増減(他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの)を、期間の期首人口で除したもの ※半島地域における社会増減率はこれまで負の値であったことから、過去と比べて減少幅が縮小することを目指し、災害や景気動向等の外部要因の影響を減少させるため、過去5ヶ年平均との比較をする。 (参考指標) 本特例措置を適用した企業の新規雇用者 180 人/年※の確保を参考指標として掲げる。 ※平成 29 年度から令和3年度の5ヶ年において、本特例措置を適用した企業の新規雇用者数の平均値 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。 また、製造業、情報サービス業等に係る設備投資が促されることで、事業者の競争力が強化され、雇用の増加が期待される。 これらを通じ、本事業の政策目的である、半島地域における雇用の確保、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図ることにより、定住を促進する。														
10	有効性等	① 適用数	【適用数】 単位：件 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度 (実績)</th> <th>令和2年度 (実績)</th> <th>令和3年度 (実績)</th> <th>令和4年度 (見込)</th> <th>令和5年度 (見込)</th> <th>令和6年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>1,565</td> <td>1,619</td> <td>1,727</td> <td>1,498</td> <td>1,661</td> <td>1,431</td> </tr> </tbody> </table> ※ 国土交通省 国土政策局 地方振興課による関係道府県に対する聞き取り結果。 ※ 法人税、法人事業税及び法人住民税については同一件数。 ※ 令和元年度及び令和2年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第204回国会報告、第208回国会報告)の値は、同一主体が資産を複数回にわ		令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	適用数	1,565	1,619	1,727	1,498	1,661	1,431
	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)											
適用数	1,565	1,619	1,727	1,498	1,661	1,431											

たつて購入した場合でも1件として扱われてしまうことなどから、政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数回として扱うべきであるため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用している。

※ 令和3年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により報告されていないため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用。

※ 令和4年度～令和6年度の適用数は、令和3年度の適用数の実績値を元に試算した見込値となる。

※ 算定根拠については別紙参照。

② 適用額

【適用額】

単位：百万円

	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)
法人税 (法人住民税・ 法人事業税)	1,748	1,721	1,815	1,572	1,744	1,502

※ 国土交通省 国土政策局 地方振興課による関係道府県に対する聞き取り結果。

※ 法人税、法人事業税及び法人住民税については同一値を採用。

※ 令和元年度及び令和2年度の適用額は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（第204回国会報告、第208回国会報告）の値は、同一主体が資産を複数回にわたつて購入した場合でも1件として扱われてしまうことなどから、政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数回として扱うべきであるため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用している。

※ 令和3年度の適用額は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により報告されていないため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用。

※ 令和4年度～令和6年度の適用額は、令和3年度の適用額の実績値を元に試算した見込値となる。

※ 事業者の業種については、地域内の事業者数が業種ごとに異なるものの、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の各業種に適用されており、特定の業種に偏って適用されているわけではない。

※ 算定根拠については別紙参照。

③ 減収額

【減収額】

単位：百万円

	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)
法人税	406	399	421	365	405	348
法人住民税	16	13	29	26	28	24
法人事業税	18	23	29	26	28	24

計	440	435	479	417	461	396
---	-----	-----	-----	-----	-----	-----

※ 国土交通省 国土政策局 地方振興課による関係道府県に対する聞き取り結果。

※ 令和元年度及び令和2年度の法人住民税・邦人事業税の減収額については、租特透明化法に基づく総務省の「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」記載の影響額を採用。

※ 令和3年度～令和6年度の適用額は、令和3年度の適用額の実績値を元に試算した見込値となる。

※ 事業者の業種については、地域内の事業者数が業種ごとに異なるものの、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の各業種に適用されており、特定の業種に偏って適用されているわけではない。

※ 算定根拠については別紙参照。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

【社会増減率】

単位：％

	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (見込)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)
増減率	1.15	0.91	0.96	1.02	1.09	1.15

※ 算定根拠については、別紙参照。

就学・就職先として半島地域外の地域が選好される傾向にあるために、増減率としてプラス傾向が続いていたところ、令和2年の実績においては、コロナ禍の影響と推定されるが、0.91と目標を達成したものの、こういった特殊な環境のもとでの数値であることや、過去の傾向を敷衍すると再びプラス傾向となることが見込まれる。そのため引き続き本特例措置におり就業先の確保を行い、UJIターンによる定住人口増を図っていく。

また、本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

【新規雇用者数】

単位：人

	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)
新規 雇用者数	270	168	123	175	215	275

※ 国土交通省 国土政策局 地方振興課による関係道府県に対する聞き取り結果。

※ 令和元年度～令和3年度の新規雇用者数は関係道府県に対する聞き取り結果を集計した値。

			<p>※ 令和4年度～令和6年度の新規雇用者数は、令和3年度の実績値を元に試算した見込値となる。</p> <p>※ 算定根拠については、別紙参照。</p> <p>本制度を活用して最新の製造設備を導入することで、新規の顧客開拓及び海外への輸出による販路拡大、数十人規模の新規雇用を実現している事業者が複数ある等、投資促進、雇用創出の両面から有効である。</p> <p>本制度が延長されない場合、設備導入に伴う半島地域における雇用創出や地域経済の活性化の効果が減少し、条件不利性に伴う若年層の人口流出や地域活力の減少が予想される。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置による減収額479百万円(令和3年度)に対し、特例措置対象業者においては89,334百万円の設備投資が行われ、また雇用も創出されているところであり、これらに伴う売上増、所得増による税収増も発生していることから、税収減を是認するに足る効果はあると見込まれる。</p> <p>※設備投資額は、関係道府県に聞き取った結果の実績値</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>半島振興施策のうち、産業振興のうち民間事業者の事業立ち上げ期の支援を税制特例で行っているところである。</p> <p>定住促進のために新規雇用者を増やすためには民間事業者による設備投資が有効であり、民間事業者に直接に設備投資を促す施策は当税制の他には存在しない。設備投資を行う民間事業者に対し直接に国費を給付することなしに事業の拡大・継続を支援する制度としての租税特別措置は、行政コストの面からも有効な手段であると考えられる。当措置が他の半島振興施策(道路整備等)と役割分担の上で一体となって効果を発揮しつつあり、税制特例による支援を引き続き講じることが必要である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>半島振興施策に係る予算措置には、半島振興広域連携促進事業(67百万円(令和4年度当初、国費))がある。</p> <p>当該事業は、半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興、定住の促進を図るため、半島地域内の様々な主体が地域資源や特性を活かして実施する取組を道府県がパッケージ化し、一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を行う。</p> <p>これに対し、本特例措置は、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的が異なることから、両者の間に代替性はない。</p> <p>両施策が一体的に運用されることにより、例えば予算事業により新たな農業・漁業産品の商品開発が行われ、販路が新たに設けられた場合、その翌年には税制特例による設備投資が期待できるなど、相乗効果が生まれることが期待される。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興及び雇用の確保を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年8月

半島地域における工業用機械等に係る割増償却制度
適用実績・適用見込みについて

○適用実績（割増償却）

	年度	R 1	R 2	R 3
	産業振興促進計画作成市町村数	194	194	194
	税率（%）	23.2	23.2	23.2
計	適用件数（件）	1,565	1,619	1,727
	うち平成29年度分（件）	472	458	451
	うち平成30年度分（件）	126	106	97
	うち令和元年度分（件）	663	579	554
	適用額（百万円）	1,748	1,721	1,815
	減収額（百万円）	406	399	421
うち新規	適用件数（件）	519	353	272
	適用額（百万円）	309	153	130
	減収額（百万円）	72	36	30

※関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した値。

○適用見込み

	年度	R 4	R 5	R 6
	産業振興促進計画作成市町村数	194	194	194
	税率（%）	23.2	23.2	23.2
計	適用件数（件）	1,498	1,661	1,431
	適用年次終了分（件）	486	80	459
	適用額（百万円）	1,572	1,744	1,502
	減収額（百万円）	365	405	348
うち新規	適用件数（件）	257	243	229
	適用額（百万円）	270	255	241
	減収額（百万円）	63	59	56

※R4～R6年度の「適用件数」及び「適用額」は、令和3年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。

○適用件数・適用額・減収額算出根拠

【新規】

・ R 4 年度見込み

<適用件数>

◎ 令和3年度新規適用件数に過年度の平均（相乗平均）増減率を乗じて算出

$$\{ 272 \times (-5.4 / 100 + 1) \} \doteq 257$$

$$\{ R 3 \text{ 年度新規適用件数} \times (H29 \text{ 年度から} R 3 \text{ 年度の新規適用件数の平均増減率} (\%) / 100 + 1) \}$$

◎ H29年度からR3年度の新規適用件数の平均増減率（%）は以下の各年度前年比から算出：-5.40

各年度の増減率に100を加え前年度比としてその総乗に、1を標本数で除した数でべき乗、

さらに100を差し引き平均増減率に変換

H29新規適用件数:39（前年度45 → 増減率：-13.3(前年度比：86.7)）

H30新規適用件数:43（前年度39 → 増減率：10.3(前年度比：110.3)）

R 1 新規適用件数:41（前年度43 → 増減率：-4.7(前年度比：95.3)）

R 2 新規適用件数:26（前年度41 → 増減率：-36.6(前年度比：63.4)）

R 3 新規適用件数:34（前年度26 → 増減率：30.8(前年度比：130.8)）

$$\{ ((-13.3+100) \times (10.3+100) \times (-4.7+100) \times (-36.6+100) \times (30.8+100))^{(1/5)} \} - 100$$

（件数は関係道府県に聞き取った結果）

<適用額>

◎ 令和3年度適用実績から1件当たりの適用額を算出し、適用件数を乗じて算出

$$1 \text{ 件あたり適用額} : 1,815 \text{ (百万円)} / 1,727 = 1.05 \text{ (百万円)}$$

$$R 4 \text{ 年度適用見込額} : 1.05 \text{ (百万円)} \times 257 = 269 \text{ (百万円)}$$

$$1 \text{ 件あたり適用額} : R 3 \text{ 年度適用額 (計)} / \text{適用件数 (計)}$$

$$R 4 \text{ 年度適用見込額} : 1 \text{ 件あたり適用額 (R 3)} \times R 4 \text{ 年度適用見込件数}$$

<減収額>

◎ 適用額に税率を乗じて算出

$$* \text{ 減収額} : \text{適用額 } 1,572 \text{ 百万円} \times \text{税率 } (23.2\%) = 365 \text{ 百万円}$$

・ R 5、R 6 年度見込み

<適用件数・適用額・減収額>

◎ R 4 年度と同様の算定式で算出する値になると見込む。

【計】

・ R 4 年度～R 6 年度見込み

<適用件数>

◎ 前年度実績（計）と当該年度見込（新規）との和から過年度の適用年次終了件数を引いて算出。

$$\text{過年度の適用年次終了件数} : 3 \text{ 年度適用件数} \times \{ (100 + \text{平均(相乗平均)増減率} / 100) \}^{\text{残余年数}}$$

R 4 適用終了分

$$\rightarrow \text{平成29年度適用} \cdot \text{令和3年度分} : 48 \text{ (実績値)}$$

R 5 適用終了分

$$\rightarrow \text{平成30年度適用} \cdot \text{令和3年度分} : 97 \times \{ (100 + H30 \sim R 3 \text{ の平均増減率 } -17.2 / 100) \} : 81$$

平均増減率は各年度の増減率に100を加え得た前年度比の総乗に、1を標本数で除した数でべき乗、100を差し引き算出

$$\{ (-26.3+100) \times (-15.9+100) \times (-8.5+100) \}^{(1/3)} - 100$$

R 6 適用終了分

$$\rightarrow R 1 \text{ 年度適用} \cdot \text{令和3年度分} : 554 \times \{ (100 + R 1 \sim R 3 \text{ の平均増減率 } -8.6 / 100) \}^2 : 460$$

平均増減率は各年度の増減率に100を加え得た前年度比の総乗に、1を標本数で除した数でべき乗、100を差し引き算出

$$\{ (-12.7+100) \times (-4.3+100) \}^{(1/2)} - 100$$

<適用額>

◎ 令和3年度1件当たりの適用額に各年度適用件数を乗じて算出

$$\text{適用見込額} : 1 \text{ 件あたり適用額 (R 3)} \times \text{各年度適用見込件数}$$

<減収額>

◎ 適用額に税率を乗じて算出

○減収額

年度	R 1	R 2
法人税		
法人税適用額 (百万円) A	1,748	1,721
法人税減収額 (百万円) B	406	399
法人住民税		
法人県民税		
法人税割標準税率 (%) C	3.2	1.0
適用額 (百万円) A×C	1,748	1,721
減収額 (百万円) 実績	4	2
法人市町村民税		
法人税割標準税率 (%) C	9.7	6.0
適用額 (百万円) A×C	1,748	1,721
減収額 (百万円) 実績	12	11
合計		
減収額 (百万円)	16	13
法人事業税		
標準税率 (%) C	6.7	7.0
適用額 (百万円) A×C	1,748	1,721
減収額 (百万円) 実績	18	23
合計		
減収額 (百万円)	440	435

年度	R 3	R 4	R 5	R 6
法人税				
法人税適用額 (百万円) A	1,815	1,572	1,744	1,815
法人税減収額 (百万円) B	421	365	405	348
法人住民税				
法人県民税				
法人税割標準税率 (%) C	1.0	1.0	1.0	1.0
適用額 (百万円) A	1,815	1,572	1,744	1,815
減収額 (百万円) B×C	4	4	4	3
法人市町村民税				
法人税割標準税率 (%) C	6.0	6.0	6.0	6.0
適用額 (百万円) A	1,815	1,572	1,744	1,815
減収額 (百万円) B×C	25	22	24	21
合計				
減収額 (百万円)	29	26	28	24
法人事業税				
標準税率 (%) C	7.0	7.0	7.0	7.0
適用額 (百万円) A	1,815	1,572	1,744	1,815
減収額 (百万円) B×C	29	26	28	24
合計				
減収額 (百万円)	479	417	461	396

◎ 適用額は法人税適用額と同額を用いた。その上で法人税減収額を基礎として各減収額を計算した。

◎ 減収額 : 法人税減収額 × 法人税割

(例: 令和3年 法人県民税 421 × 1.0 % = 4 (百万円)
 法人市町村民税 421 × 6.0 % = 25 (百万円)
 法人事業税 421 × 7.0 % = 29 (百万円)

令和2年度以降、法人県民税の法人税割標準税率は1.0%、法人市町村民税については6.0%である。
 法人事業税の標準税率は7.0%であることから、減収額は法人税減収額の7.0%と計算した。

半島地域における工業用機械等に係る割増償却制度
社会増減と税制効果の関係

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
社会増減率(A)	-0.460	-0.468	-0.528	-0.500	-0.505	-0.541	-0.588	-0.488	-0.509	-0.540	-0.584	-0.623
過去5ヶ年の社会増減率平均値(B)	-0.433	-0.425	-0.445	-0.477	-0.492	-0.492	-0.508	-0.532	-0.524	-0.526	-0.533	-0.542
政策目標(A)／(B)	1.06	1.10	1.18	1.04	1.02	1.09	1.15	0.91	0.96	1.02	1.09	1.15

人口	4,278,339	4,225,331	4,168,379	4,112,364	4,054,448	3,993,865	3,930,038	3,871,165	3,695,769	3,437,054	3,178,338	2,919,623
社会増減数	-19,780	-20,031	-22,303	-20,822	-20,776	-21,940	-23,482	-19,191	-19,691	-19,964	-20,076	-19,814
新規雇用者数	33	117	80	104	233	120	270	168	123	175	215	275
効果の割合	0.17%	0.58%	0.36%	0.50%	1.12%	0.55%	1.15%	0.88%	0.62%	0.88%	1.07%	1.39%

人口・社会増減数・新規雇用者数の推計値、平成25年から5年間と、直近(前年までの)5年間の平均値の増減率を前年の数に乗じて得た。
効果の割合： 新規雇用者数が社会増減数に占める割合

※ 令和3年の人口は令和4年8月に発表予定のため推計値

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 24) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
		② 上記以外の税目	所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣が指定する地区において、事業者が製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等のために用いる設備を取得等し、供用した場合、割増償却を認めるもの。</p> <p>割増償却期間:5年間</p> <p>償却限度額:機械・装置 普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48%</p> <p>《要望の内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期限を2年間延長し、令和7年3月31日までとする。 ・そのほか、所要の措置を講ずる。 <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島振興法(昭和28年法律第72号) 第19条 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 第12条第4項柱書及び表第3号、第45条第3項柱書及び表第3号 ・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号) 第6条の3第14項第3号、第15項第3号、第22項、第23項及び第26項、第28条の9第15項第3号、第16項第3号、第23項、第24項及び第27項 	
5	担当部局	総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和元年度～令和6年度	
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成6年度 創設(製造業のみ)</p> <p>平成7年度 適用期限の2年間延長</p> <p>平成9年度 適用期限の2年間延長 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加)</p> <p>平成11年度 適用期限の2年間延長</p> <p>平成13年度 適用期限の2年間延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加)</p> <p>平成15年度 適用期限の2年間延長 拡充(農林水産物等販売業を追加) 除外(ソフトウェア業を除外)</p> <p>平成17年度 適用期限の2年間延長</p>	

			<p>平成 19 年度 適用期限の2年間延長 拡充(取得価格要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超に引下げ)</p> <p>平成 21 年度 適用期限の2年間延長</p> <p>平成 23 年度 適用期限の2年間延長 拡充(情報サービスを追加) 除外(農林水産物等販売業を除外)</p> <p>平成 25 年度 割増償却への改組 拡充(農林水産物等販売業を追加) 拡充(取得価額要件を 2,000 万円超から 500 万円以上に引下げ(資本規模により異なる)) 拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区に拡充)</p> <p>平成 27 年度 適用期限の2年間延長</p> <p>平成 29 年度 適用期限の2年間延長</p> <p>令和元年度 適用期限の2年間延長</p> <p>令和3年度 適用期限の2年間延長</p>
8	適用又は延長期間		2年間(令和5年度～令和6年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化の進展など、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。</p> <p>そのため、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることにより、離島における人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○離島振興法(昭和 27 年法律第 72 号)第 19 条 租税特別措置法等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2022 第2章2(3) (令和4年6月7日閣議決定) (関係人口の拡大と個性をいかした地域づくり) 過疎地域や離島、半島、奄美、小笠原、豪雪地帯などの条件不利地域対策に取り組む。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>令和5年度概算要求における政策体系図 【基本計画(平成 29 年9月策定)】 II. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。</p> <p>○離島振興対策実施地域の人口 令和2年度:349 千人 → 令和 7 年度目標値 315 千人以上</p> <p>○離島振興対策実施地域の人口 平成 30 年度末～令和 2 年度末の離島振興対策実施地域の人口</p>

			<p>前年比の平均を乗じて算出した令和7年度末の当該地域の人口推計値は315千人である。そのため、人口減少を最小限度に阻止するという観点から、目標値をその値以上とする。</p> <p>【参考指標】 本特例措置を適用した企業の新規雇用者15人/年※の確保を参考指標として掲げる。 ※平成29年度から令和3年度の5ヶ年において、本特例措置を適用した企業の新規雇用者数の平均値</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象に設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで地域内外からの投資が活発化し、就業機会の確保・人口減少傾向の改善に貢献することが見込まれる。</p>														
10	有効性等	① 適用数	<p>○適用件数 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4 (見込)</th> <th>R5 (見込)</th> <th>R6 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>51</td> <td>74</td> <td>88</td> <td>116</td> <td>147</td> <td>169</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 R元～R3は、関係都道県へ行った調査で、確認書の資産数をもとに件数を算出。 2 R4は、関係都道県へ行った調査の見込み件数(35件)を基にし、R5、R6においては、R4の見込件数並みとした。</p> <p>【算出過程】 ・R4適用見込件数=R3からの継続件数(81件)+R4適用見込件数(新規35件)</p> <p>R4の適用見込件数(新規)は35件なので(関係都道県への調査による)、R5、R6もR4並みとした。</p> <p>・R5適用見込件数=R4からの継続件数(112件)+R5適用見込件数(新規35件)</p> <p>・R6適用見込件数=R5からの継続件数(134件)+R6適用見込件数(新規35件)</p> <p>※算定根拠については別紙参照。 ※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係都道県に聞き取った結果の実績値を用いている。</p>	年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)	適用件数	51	74	88	116	147	169
年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)											
適用件数	51	74	88	116	147	169											
		② 適用額	<p>○適用額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4 (見込)</th> <th>R5 (見込)</th> <th>R6 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>65</td> <td>58</td> <td>57</td> <td>68</td> <td>81</td> <td>72</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 R元～R3は、関係都道県へ行った調査で、確認書に記載されている取得価額をもとに算出した。</p>	年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)	適用額	65	58	57	68	81	72
年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)											
適用額	65	58	57	68	81	72											

適用額は確認書に記載された取得価額をもとに普通償却額を算出。なお、計算式は以下のとおり。

当初残存価額 × 償却率 = 普通償却額

普通償却額 × 割増償却率 = 割増償却額

- 2 R4は関係都道府県へ行った調査の見込み金額を基に算出し、R5、6はR4の見込み金額並みとした。

【算出過程】

R3適用額 = R2適用額(継続) + R3適用額(新規)

R4適用額 = R3適用額(継続) + R4適用額(新規)

R5適用額 = R4適用額(継続) + R5適用額(新規)

R6適用額 = R5適用額(継続) + R6適用額(新規)

【計算式】

取得(年度当初残存)価額 × 償却率 × 割増償却率

※算定根拠については別紙参照。

③ 減収額

○減収額

(単位:百万円)

年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)
法人税	15	13	13	16	19	17
法人住民税	1.0	0.9	0.9	1.1	1.3	1.2
法人事業税	10	9	9	11	13	12

(注)1 上記の適用額各年度の法人税率を乗算して算出した。

適用額は確認書に記載された取得価額をもとに普通償却額を算出し、その数値に割増償却率を乗算し、税率を乗算した上で減収額を算出した。なお、計算式は以下のとおり。

当初残存価額 × 償却率 = 普通償却額

普通償却額 × 割増償却率 = 割増償却額

割増償却額 × 税率(各年度の数値) = 減収額

- 2 計算式は以下のとおり。

適用額 × 法人税率(23.2%)

※法人税の算定根拠については別紙参照。

また、減収額は法人税に係るものであり、法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う連動分の減収額を以下のとおり算出した。なお、減収額は前項の「適用額」に記載されている数値を基に以下の式にて算出した。

【法人住民税】

減収額 = 法人県民税減収額 + 法人市町村民税減収額

法人県民税減収額 = 法人減収額 × 県民税率(1.0%)

法人市町村民税減収額 = 法人税減収額 × 市町村民税率(6.0%)

※県民税率及び市町村民税率は「法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)」による

【法人事業税】

減収額＝普通償却額×法人事業税率(7.0%)
 ※法人事業税は「法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治
 税務局)」による)

県民税率、市町村民税率及び法人事業税率は離島税制を活用した県
 及び市町村の税率を用いて、計算した。以下は一例。
 減収額×1.0%(法人県民税率)＝法人県民税減収額
 減収額×6.0%(法人市町村税率)＝法人市町村民減収額
 普通償却額×7.0%(都道府県の法人税率)＝法人事業税

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》
 ○政策目的の達成状況
 (離島振興対策実施地域の人口)

(単位:千人)

年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)
人口	358	348	344	334	328	321

(注)1 R元～R3は、住民基本台帳の登録人数。
 2 R4～R6の算定根拠:H30年度末～R2年度末人口前年比の
 平均値0.979。R2年度末人口348,875人(住基人口)に前年比
 平均値0.979を乗じて算出したR3年度末人口341,857人(政
 策目標値)に前年比平均値を乗じてR4を、さらに前年比平均
 値を乗じてR5を、R5に前年比平均値を乗じてR6を算出。

○達成目標の実現状況
 令和3年度末の離島人口は344千人で、令和3年度の政策目標値の
 342千人を上回っているところ。令和7年度時点の離島人口315千人
 以上の目標の達成に向け、今後も社会減を抑えるため、就業機会の
 確保に寄与する本特例措置を引き続き適用することが必要である。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》
 平成28年度経済センサス活動調査によれば、離島振興対策実施
 地域(全部離島市町村)の労働生産性は全国平均を大きく下回り、過
 疎地域と比較しても低くなっている。操業に要する費用に対し利益が小
 さい状況であり、離島の産業維持・拡大に必要な設備投資を適時適切
 に行う財務的余裕があるケースは多くないと考えられる。設備投資低
 迷により設備の老朽化や事業縮小が進行すれば更なる労働生産性の
 低下を招き、事業者の資金繰り悪化に伴う解雇、ひいては人口流出に
 直接影響する。
 本特例措置では設備投資後最大5年間の資金繰りが緩和されるた
 め、設備投資における意思決定の後押しとなって事業者の操業継続・
 拡大に寄与し、資金繰り改善による新規雇用者の増加及び雇用者維
 持効果が見込まれることにより、離島における社会減の抑制が図られ
 る。
 なお、下表に見られる新規雇用者数の実績数値と合わせ、離島地
 域の事業者に行った聞き取り調査では本特例措置により実際に資金
 繰りが改善し雇用者が増加した等の回答があり、本特例措置は就業
 先が確保されないことによる人口減の抑止に一定の寄与があったこと
 を確認できた。

			(設備投資に伴う新規雇用者数) (単位:人)														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4 (見込)</th> <th>R5 (見込)</th> <th>R6 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備投資に伴う新規雇用者数</td> <td>22</td> <td>21</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)	設備投資に伴う新規雇用者数	22	21	12	15	15	15
年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)											
設備投資に伴う新規雇用者数	22	21	12	15	15	15											
			(注)1 R元～R3の新規雇用数については、関係都道府県を通じ、企業に聞き取った人数。 2 R4～R6は、R4の関係都道府県へ行った調査による新規雇用数の見込み数。それをもとにR5、R6も同数と見込み算出。														
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>離島振興対策実施地域は、四方を海等に囲まれ、社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が急速に進展する等、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。</p> <p>こうした状況において、当該制度が対象地域内の離島における中小企業等の設備投資の際に活用されることで、新たな雇用が創出され、産業の振興に貢献し、人口減少の抑制にも寄与しているため、税収減を是認するに足る効果があると見込まれる。</p>														
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>定住の促進には雇用環境の確保や産業の活性化が不可欠である。個々の企業活動の活性化には設備投資による事業拡大や高付加価値化が有用であり、これを誘発・促進することが必要。このためには、特に離島の産業振興に寄与する重要産業に特化して設備投資の際の一時的な資金源を緩和し、設備投資に踏み切れるような措置を講ずる必要がある。したがって、課税の繰り延べ効果を生じさせる当該措置を講じることが適当である。</p>														
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や非公共事業等を行っているが、これらは主に行政に対する支援であり、直接、民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担がなされている。また、特例措置の対象は全業種としているものではなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。</p>														
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることで、離島における人口の著しい減少の防止及び離島における定住の促進が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>														
12	有識者の見解		なし														
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月														

離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度
適用実績・適用見込みについて

別紙

○適用実績

	年度	R1	R2	R3
	産業の振興に関する計画策定市町村数	108	108	108
法人税率(%)	23.2	23.2	23.2	
新	適用件数(件)	40	50	14
	適用額(百万円)	46	8	3
規 継	減収額(百万円)	11	2	1
	適用件数(件)	11	24	74
続	適用額(百万円)	19	50	54
	減収額(百万円)	4	11	12
計	適用件数(件)	51	74	88
	適用額(百万円)	65	58	57
	減収額(百万円)	15	13	13

※「適用件数」及び「適用額」は都道府県からの調査で確認書の資産数をもとに算出した。
※各年度の「減収額」は「適用額」に各年度の法人税率を乗じて算出した。

○適用見込み

	年度	R4	R5	R6
	産業の振興に関する計画策定市町村数	108	108	108
法人税率(%)	23.2	23.2	23.2	
新	適用件数(件)	35	35	35
	適用額(百万円)	24	24	24
規 継	減収額(百万円)	6	6	6
	適用件数(件)	81	112	134
続	適用額(百万円)	44	57	48
	減収額(百万円)	10	13	11
計	適用件数(件)	116	147	169
	適用額(百万円)	68	81	72
	減収額(百万円)	16	19	17

※令和4年度の「適用件数」及び「適用額」は都道府県へ行った調査の見込みをもとに算出した見込値。それをもとに令和5、6年度の「適用件数」及び「適用額」の見込値を算出した。

○算出根拠

・令和4年度見込み(令和3年度までの関係都道府県調査結果から算出)

<適用件数>適用見込件数 116件(R4年度適用見込件数=新規①+継続②)

(算出根拠) 【新規適用件数】35件(①)

①令和元年から令和3年の新規投設備投資の平均件数:104件/3年=35件

【継続適用件数】81件(②)

②当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込件数

<適用額>適用見込額 68百万円(R4年度適用見込額=新規①+継続②) 見込件数で上がった数値をもとに算出

(算出根拠) 【新規適用見込額】24百万円(①)

①「(業種・設備投資別)令和元年から令和3年の新規投設備投資の平均取得額」*「耐用年数ごとの償却率」*「設備投資別の割増償却率」*「件数」=適用額

※R1~R3年の期間内に適用があった件数の割合から「業種・設備投資種別」ごとの上位5種を選定し、その区分ごとにR1~R3年の適用件数の割合から「件数」を計上。

業種	設備投資種別	平均取得額(百万円)	償却率	割増償却率	適用額(百万円)	件数	適用額合計(百万円)
製造	建物・付属設備	15	0.033	0.48	0.2	5	1
製造	構築物	9	0.033	0.48	0.1	9	0.9
製造	機械・装置	15	0.2	0.32	1	9	9
旅館	建物・付属設備	82	0.033	0.48	1.3	8	10.4
農林	建物・付属設備	43	0.033	0.48	0.7	4	2.8
合計		—	—	—	—	—	24.1

【継続適用見込額】44百万円(②)

②当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込額

<減収額>適用見込額に法人税率(23.2%)を乗じたもの。

<計>

当該年度の新規(初年)見込件数(額)と継続(2年目以降)見込件数(額)を合算したもの。

・ 令和5、6年度見込み

【新規】

<適用件数> 令和4年度の見込件数並みとした。

<適用額> 令和4年度の適用見込額並みとした。

<減収額> 適用見込額に法人税率（23.2%）を乗じたもの。

【継続】

<適用件数> 当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込件数。

<適用額> 当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込額。

<減収額> 適用見込額に法人税率（23.2%）を乗じたもの。

【計】

当該年度の新規（初年）見込件数（額）と継続（2年目以降）見込件数（額）を合算したもの。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 25) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
		② 上記以外の税目	所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ 延長 】 【単独・主管・ 共管 】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>奄美群島のうち、奄美群島振興開発特別措置法第 11 条第 1 項及び第 8 項の規定に基づき市町村が作成し主務大臣(国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣)が認定した産業振興促進計画の地区における、法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却を認めるもの。</p> <p>割増償却期間:5年間</p> <p>償却限度額:機械・装置 普通償却限度額の 32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48%</p> <p>《要望の内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期限を1年間延長し、令和6年3月 31 日までとする。 <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奄美群島振興開発特別措置法 第 11 条第 1 項及び第 8 項 ・租税特別措置法 第 12 条第 4 項柱書及び表第 4 号、第 45 条第 3 項柱書及び表第 4 号 ・租税特別措置法施行令 第 6 条の 3 第 14 項第 4 号、第 15 項第 4 号、第 19 項、第 24 項、第 25 項、第 26 項、第 28 条の 9 第 15 項第 4 号、第 16 項第 4 号、第 20 項、第 25 項、第 26 項、第 27 項 	
5	担当部局	総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和元年度～令和5年度	
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成 10 年度 創設(奄美群島の過疎に類する地区) (機械等 13/100 建物等 8/100 2,300 万円超)</p> <p>平成 11 年度 適用期限の2年間延長 (機械等 12/100 建物等 7/100)</p> <p>平成 12 年度 拡充 (過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加)</p> <p>平成 13 年度 適用期限の3年間延長 (機械等 11/100 建物等 7/100 2,500 万円超)</p> <p>平成 16 年度 適用期限の2年間延長 拡充(離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加)</p>	

			<p>過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外</p> <p>平成 17 年度 特別償却率の引き下げ (離島振興対策実施地域に類する地区) (機械等 11/100→10/100 建物等 7/100→6/100)</p> <p>平成 18 年度 適用期限を1年間延長</p> <p>平成 19 年度 適用期限を2年間延長 取得価格要件の引き下げ (2,500 万円超→2,000 万円超)</p> <p>平成 21 年度 適用期限を2年間延長 拡充(情報通信産業等を追加)</p> <p>平成 23 年度 適用期限を2年間延長 過疎に類する地区の対象事業から旅館業を除外</p> <p>平成 25 年度 適用期限の1年間延長 割増償却へ改組 拡充(旅館業を追加) 取得価格要件の引き下げ (2,000 万円超→500 万円超(資本規模により異なる))</p> <p>平成 26 年度 適用期限を1年間延長</p> <p>平成 27 年度 適用期限を2年間延長</p> <p>平成 29 年度 適用期限を2年間延長</p> <p>令和元年度 適用期限を2年間延長</p> <p>令和3年度 適用期限を2年間延長</p>
8	適用又は延長期間		1年間(令和5年4月1日～令和6年3月31日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>戦後米軍統治下におかれ、昭和 28 年 12 月に本土復帰した奄美群島は、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えている。奄美群島振興開発特別措置法の枠組の下、社会資本の整備や産業の振興等のための諸施策が着実に進められてきたところではあるが、本土との間には所得水準をはじめとする経済面・生活面での諸格差が残されている。特に、雇用の場が十分でないことから若年層の多くが奄美群島を離れており、社会減による人口流出・人口減少が続いている。</p> <p>この現状・課題に対応し、定住人口の減少傾向の改善を図るためには、民間事業者による投資を通じた内発的発展を実現することが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号) (目的)</p> <p>第1条 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発</p>

			<p>展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに奄美群島の定住の促進を図ることを目的とする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2022 第2章2(3) (令和4年6月7日閣議決定) (関係人口の拡大と個性をいかした地域づくり) 過疎地域や離島、半島、奄美、小笠原、豪雪地帯などの条件不利地域対策に取り組む。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>令和5年度概算要求における政策体系図 【基本計画(平成 29 年9月策定)】 Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向を改善する。 (測定指標) 奄美群島の総人口 令和5年度 103 千人以上 (令和2年度末現在 105 千人)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自立的発展に寄与する。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>○適用件数</p> <p>令和元年度:6件 令和2年度:4件 令和3年度:3件 令和4年度:7件(見込) 令和5年度:9件(見込)</p> <p>適用件数については、県、市町村から発行した確認書の発行実績等を聞き取るにより算出した。件数の算出においては、確認書の発行実績と鹿児島県からの適用実績を聞き取り、同一主体が確認書を複数枚発行している場合は確認書ごとに件数を集計した。</p> <p>令和4年度～令和5年度の法人税の適用件数見込みは市町村への聞き取り等により推定した。</p> <p>※算定根拠については別紙参照。</p> <p>※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係自治体に聞き取った結果の実績値を用いている。</p>
		② 適用額	<p>○適用額</p> <p>令和元年度:10 百万円 令和2年度:7百万円 令和3年度:5百万円</p>

		<p>令和4年度:12 百万円(見込) 令和5年度:16 百万円(見込)</p> <p>適用額については、以下の式にて算出した。 例 (建築物)適用額=取得価額×償却率×0.48(割増償却率) (取得価額、耐用年数等は、鹿児島県からの聞き取りによる) ※算定根拠については別紙参照。</p>
	<p>③ 減収額</p>	<p>(法人税) 令和元年度:2 百万円 令和2年度:2 百万円 令和3年度:1 百万円 令和4年度:3 百万円(見込) 令和5年度:4 百万円(見込)</p> <p>(法人住民税) 令和元年度:0.2 百万円 令和2年度:0.1 百万円 令和3年度:0.1 百万円 令和4年度:0.2 百万円(見込) 令和5年度:0.3 百万円(見込)</p> <p>(法人事業税) 令和元年度:0.7 百万円 令和2年度:0.5 百万円 令和3年度:0.3 百万円 令和4年度:0.8 百万円(見込) 令和5年度:1.1 百万円(見込)</p> <p>減収額は法人税に係るものであり、法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う連動分の減収額として算出した。 減収額については、前項『適用額』に記載されている適用額をもとに以下の式にて算出した。</p> <p>(法人税) 減収額=適用額×法人税率 なお法人税率について23.2%とした。</p> <p>(法人住民税) 減収額=法人県民税減収額+法人市町村民税減収額 法人県民税減収額=(法人税減収額×県民税率1.0%) 法人市町村民税減収額=(法人税減収額×市町村民税率6.0%) (県民税率及び市町村民税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)』による。)</p> <p>(法人事業税) 減収額=適用額×法人事業税率7.0% (法人事業税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)』による。)</p> <p>※算定根拠については別紙参照。</p>

			<p>※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係自治体に聞き取った結果の実績値を用いている。</p>
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>奄美群島では、若年層の流出による人口減少が続いており、達成目標としている令和5年度末総人口103千人に対し、令和2年度末時点の総人口は105千人となっている。</p> <p>本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、奄美群島内と群島外との交流促進が期待され、群島外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。</p> <p>このため、これらを通じ、関連業種に係る奄美群島における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化により定住の促進が見込まれ、社会増(達成目標に掲げる奄美群島地域の総人口の達成)へとつながるものと予想される。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>奄美群島においては有効求人倍率や、一人あたりの所得といった指標で見られるとおり、雇用面に関する課題が多く、若年層を中心に人口の流出が続いている。そのため、雇用状況を改善することにより、就業機会が確保され、人口の流出が抑制される。そのような点から、本租税特別措置により地元の事業者の設備投資を促進することは、就業機会の確保等につながり、奄美群島の人口減少傾向の改善に対して効果的である。</p> <p>【参考指標】</p> <p>本特例措置を適用した企業の新規雇用者5人／年※の確保を参考指標として掲げる。</p> <p>※平成26年度から令和3年度の8ヶ年において、本特例措置を適用した企業の新規雇用者数の平均値</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>奄美群島は人口約11万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたりの所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。</p> <p>こうした状況において、当該制度が奄美群島内における中小企業等の設備投資の際に活用されることで、新たな雇用が創出され、産業の振興に貢献し、人口減少の抑制にも寄しているため、税収減を是認するに足る効果があると見込まれる。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>条件不利性を抱え、社会減を中心に人口減少が進む奄美群島においては、雇用の安定確保を図る必要があり、雇用創出にあたっては、設備投資が有効手段とされている。本特例措置は、民間事業者を対象に事業立上期の設備投資を促進することで雇用の創出に資するものであり、当該措置が妥当である。</p>

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>奄美群島における振興開発施策として公共事業等を実施しているが、当該事業は行政への支援であり、直接民間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がなされている。また、奄美群島振興交付金による支援も行われているところであるが、これは主に行政に対する支援であり、本特例措置とは性質を異にするものである。</p> <p>本特例措置は、全業種を対象としているものではなく、奄美群島の振興開発において重要な業種を対象としており、必要最低限の措置である。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、産業振興に資する事業活動へ支援し、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解		なし
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 30 年 8 月

奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
適用実績・適用見込みについて

○適用実績

	年度	R1	R2	R3
	産業振興促進計画作成市町村数	12	12	12
法人税率 (%)	23.2	23.2	23.2	
新規	適用件数 (件)	1	1	0
	適用額 (百万円)	1	2	0
	減収額 (百万円)	0	0	0
継続	適用件数 (件)	5	3	3
	適用額 (百万円)	9	5	5
	減収額 (百万円)	2	2	1
計	適用件数 (件)	6	4	3
	適用額 (百万円)	10	7	5
	減収額 (百万円)	2	2	1

※「適用件数」及び「適用額」は、鹿児島県及び奄美群島市町村からの聞き取り結果より集計。

○適用見込み

	年度	R4	R5	R6
	産業振興促進計画作成市町村数	12	12	
法人税率 (%)	23.2	23.2		
新規	適用件数 (件)	4	4	
	適用額 (百万円)	7	7	
	減収額 (百万円)	2	2	
継続	適用件数 (件)	3	5	
	適用額 (百万円)	5	9	
	減収額 (百万円)	1	2	
計	適用件数 (件)	7	9	
	適用額 (百万円)	12	16	
	減収額 (百万円)	3	4	

※令和4年度の「適用件数」及び「適用額」は確認書発行先をもとに算出した見込値。それをもとに令和5年度の「適用件数」及び「適用額」の見込値を算出した。

○適用件数・適用額・減収額算出根拠

【適用件数】

- (R4) 令和4年度の新規案件については、確認書発行先から旅館業4件の新規案件を見込んでいる。
- (R5) 令和4年度と同程度の新規案件が見込まれると仮定し、旅行業4件の新規案件を見込んでいる。
また、前年度から継続のうち5年経過し、割増償却期間が終了した2件を除いた継続5件を見込んでいる。

【適用額】

上記件数のうち、機械・装置（割増償却率 32%）については200%定率法、建物（割増償却率 48%）については定額法にて適用額を算出。

$$\text{適用額} = (\text{取得金額又は年度当初残存価額}) \times \text{償却率(又は改定償却率)} \times \text{割増償却率}$$

※取得金額又は年度当初残存価額

適用1年目 取得金額を使用。

1年目年度末残高 = 取得金額 - 償却額※2

適用2年目以降 年度当初残高 = 前年度末残高

2年目以降年度末残高 = 年度当初残高 - 償却額※3

※1 取得金額については市町村等からの聞き取りによる額

※2 (取得金額 × 償却率) + (取得金額 × 償却率) × 割増償却率

※3 (年度当初残高 × 償却率) + (年度当初残高 × 償却率) × 割増償却率

※償却率は鹿児島県・市町村に聞き取った耐用年数をもとに「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」より参照

$$\begin{aligned} (R4) : & \text{機械・装置 (償却率}0.200) + \text{建物 (償却率}0.026) + \text{建物 (償却率}0.059) \\ & 27 \text{ 百万円} \times 0.2 \times 0.32 + 379 \text{ 百万円} \times 0.026 \times 0.48 \\ + & 165 \text{ 百万円} \times 0.059 \times 0.48 = \text{計} \quad 12 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} (R5) : & \text{建物 (償却率}0.026) + \text{建物 (償却率}0.059) \\ & 758 \text{ 百万円} \times 0.026 \times 0.48 + 243 \text{ 百万円} \times 0.059 \times 0.48 \\ & = \text{計} \quad 16 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

【減収額】

適用額 × 法人税率

※適用見込額に法人税率（23.2%）にて計算を行った。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税26) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
		② 上記以外の税目	所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・ 延長 】 【単独・主管・ 共管 】	
4	内容	《現行制度の概要》 半島振興対策実施地域として指定された地域のうち、半島振興法第9条の2第1項及び第9項の規定に基づき、市町村が策定する産業振興促進計画を主務大臣(総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣)が認定した地区における、法人又は個人事業主に適用される、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等に係る割増償却を認めるもの。 割増償却期間:5年間 償却限度額:機械・装置 普通償却額の32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48%	
		《要望の内容》 本租税特別措置の適用期限を、令和6年度末まで2年間延長する。	
		《関係条項》 ・半島振興法 第9条の2、第16条 ・租税特別措置法 第12条第4項柱書及び表第2号、第45条第3項柱書及び表第2号 ・租税特別措置法施行令 第6条の3第14項第2号、第15項第2号、第20項、第21項、第26項、第28条の9第15項第2号、第16項第2号、第21項、第22項、第27項	
5	担当部局	総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和元年度～令和6年度	
7	創設年度及び改正経緯	昭和61年度 創設(機械等 16/100 建物等 8/100 1,700万円超) 昭和63年度 適用期限の2年延長 平成2年度 適用期限の2年延長 平成4年度 適用期間の2年延長(1,900万円超) 平成6年度 適用期間の1年延長 (機械等14/100 建物等 7/100 2,100万円超) 平成7年度 適用期限の2年延長 平成9年度 適用期限の2年延長(2,300万円超) 平成10年度 特別償却率引下げ(機械等14/100→13/100) 平成11年度 適用期限の2年延長(機械等12/100 建物等 6/100)	

			<p>平成13年度 適用期限の2年延長(機械等12/100→11/100)</p> <p>平成15年度 適用期限の2年延長(2,500万円超)</p> <p>平成17年度 適用期限の2年延長(機械等11/100→10/100) 旅館業の追加(半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区:建物等7/100)</p> <p>平成19年度 適用期限の2年延長 (旅館業:建物等7/100→6/100 2,000万円超)</p> <p>平成21年度 適用期間の2年延長</p> <p>平成23年度 適用期限の2年延長 旅館業を除外、農林水産物等販売業の追加</p> <p>平成25年度 割増償却へ改組 旅館業、情報サービス業等の追加 取得価額要件の引下げ(2,000万円超→500万円以上)</p> <p>平成27年度 適用期限の2年延長</p> <p>平成29年度 適用期限の2年延長</p> <p>令和元年度 適用期限の2年延長</p> <p>令和3年度 適用期限の2年延長</p>
8	適用又は延長期間		2年間(令和5年度～令和6年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 半島地域は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、国土の幹線軸から離れているなどの条件不利性を抱えており、人口減少・高齢化が加速している。このため、半島振興法に基づき、半島振興対策実施地域において、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興を図り、雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ○半島振興法(昭和60年法律第63号)(抄) (目的) 第1条 この法律は、三方を海に囲まれ、平地に恵まれず、水資源が乏しい等国土資源の利用の面における制約から産業基盤及び生活環境の整備等について他の地域に比較して低位にある半島地域(架橋等により本土との陸上交通が確保された島を含む。以下同じ。)について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別の措置を講ずることにより、これらの地域の振興を図り、もつて半島地域の自立的発展及び地域住民の生活の向上並びに国土の均衡ある発展に資することを目的とする。</p> <p>(税制上の措置) 第16条 国は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、半島地域の振興に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2022 第2章2(3) (令和4年6月7日閣議決定) (関係人口の拡大と個性をいかした地域づくり) 過疎地域や離島、半島、奄美、小笠原、豪雪地帯などの条件不利地</p>

			域対策に取り組む。														
		② 政策体系における政策目的の位置付け	令和5年度概算要求における政策体系図 【基本計画(平成 29 年9月策定)】 II. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)														
		③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図る。 (測定指標) 半島地域における社会増減率に係る過去5ヶ年平均との比を毎年度1.00未満とする。(ただし、過去5ヶ年平均が正の値であるときは1.00超) ※社会増減率: 社会増減(他地域からの転入から他地域への転出数を差し引いたもの)を、期間の期首人口で除したもの ※半島地域における社会増減率はこれまで負の値であったことから、過去と比べて減少幅が縮小することを目指し、災害や景気動向等の外部要因の影響を減少させるため、過去5ヶ年平均との比較をする。 (参考指標) 本特例措置を適用した企業の新規雇用者 180 人/年※の確保を参考指標として掲げる。 ※平成 29 年度から令和3年度の5ヶ年において、本特例措置を適用した企業の新規雇用者数の平均値 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。 また、製造業、情報サービス業等に係る設備投資が促されることで、事業者の競争力が強化され、雇用の増加が期待される。 これらを通じ、本事業の政策目的である、半島地域における雇用の確保、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化を図ることにより、定住を促進する。														
10	有効性等	① 適用数	【適用数】 単位：件 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和元年度 (実績)</th> <th>令和2年度 (実績)</th> <th>令和3年度 (実績)</th> <th>令和4年度 (見込)</th> <th>令和5年度 (見込)</th> <th>令和6年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用数</td> <td>1,565</td> <td>1,619</td> <td>1,727</td> <td>1,498</td> <td>1,661</td> <td>1,431</td> </tr> </tbody> </table> ※ 国土交通省 国土政策局 地方振興課による関係道府県に対する聞き取り結果。 ※ 法人税、法人事業税及び法人住民税については同一件数。 ※ 令和元年度及び令和2年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(第204回国会報告、第208回国会報告)の値は、同一主体が資産を複数回にわ		令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)	適用数	1,565	1,619	1,727	1,498	1,661	1,431
	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (実績)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (見込)											
適用数	1,565	1,619	1,727	1,498	1,661	1,431											

		<p>たつて購入した場合でも1件として扱われてしまうことなどから、政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数回として扱うべきであるため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用している。</p> <p>※ 令和3年度の適用数は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により報告されていないため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用。</p> <p>※ 令和4年度～令和6年度の適用数は、令和3年度の適用数の実績値を元に試算した見込値となる。</p> <p>※ 算定根拠については別紙参照。</p>																												
	② 適用額	<p>【適用額】</p> <p style="text-align: right;">単位：百万円</p> <table border="1" data-bbox="596 636 1410 842"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 元年度 (実績)</th> <th>令和 2年度 (実績)</th> <th>令和 3年度 (実績)</th> <th>令和 4年度 (見込)</th> <th>令和 5年度 (見込)</th> <th>令和 6年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税 (法人住民税・ 法人事業税)</td> <td>1,748</td> <td>1,721</td> <td>1,815</td> <td>1,572</td> <td>1,744</td> <td>1,502</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 国土交通省 国土政策局 地方振興課による関係道府県に対する聞き取り結果。</p> <p>※ 法人税、法人事業税及び法人住民税については同一値を採用。</p> <p>※ 令和元年度及び令和2年度の適用額は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（第204回国会報告、第208回国会報告）の値は、同一主体が資産を複数回にわたつて購入した場合でも1件として扱われてしまうことなどから、政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数回として扱うべきであるため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用している。</p> <p>※ 令和3年度の適用額は租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」により報告されていないため、関係道府県に聞き取った結果の実績値を採用。</p> <p>※ 令和4年度～令和6年度の適用額は、令和3年度の適用額の実績値を元に試算した見込値となる。</p> <p>※ 事業者の業種については、地域内の事業者数が業種ごとに異なるものの、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の各業種に適用されており、特定の業種に偏って適用されているわけではない。</p> <p>※ 算定根拠については別紙参照。</p>		令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)	法人税 (法人住民税・ 法人事業税)	1,748	1,721	1,815	1,572	1,744	1,502														
	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)																								
法人税 (法人住民税・ 法人事業税)	1,748	1,721	1,815	1,572	1,744	1,502																								
	③ 減収額	<p>【減収額】</p> <p style="text-align: right;">単位：百万円</p> <table border="1" data-bbox="596 1718 1410 1995"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和 元年度 (実績)</th> <th>令和 2年度 (実績)</th> <th>令和 3年度 (実績)</th> <th>令和 4年度 (見込)</th> <th>令和 5年度 (見込)</th> <th>令和 6年度 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>406</td> <td>399</td> <td>421</td> <td>365</td> <td>405</td> <td>348</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>16</td> <td>13</td> <td>29</td> <td>26</td> <td>28</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>18</td> <td>23</td> <td>29</td> <td>26</td> <td>28</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table>		令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)	法人税	406	399	421	365	405	348	法人住民税	16	13	29	26	28	24	法人事業税	18	23	29	26	28	24
	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)																								
法人税	406	399	421	365	405	348																								
法人住民税	16	13	29	26	28	24																								
法人事業税	18	23	29	26	28	24																								

計	440	435	479	417	461	396
---	-----	-----	-----	-----	-----	-----

※ 国土交通省 国土政策局 地方振興課による関係道府県に対する聞き取り結果。

※ 令和元年度及び令和2年度の法人住民税・邦人事業税の減収額については、租特透明化法に基づく総務省の「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」記載の影響額を採用。

※ 令和3年度～令和6年度の適用額は、令和3年度の適用額の実績値を元に試算した見込値となる。

※ 事業者の業種については、地域内の事業者数が業種ごとに異なるものの、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の各業種に適用されており、特定の業種に偏って適用されているわけではない。

※ 算定根拠については別紙参照。

④ 効果

《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》

【社会増減率】

単位：％

	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (見込)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)
増減率	1.15	0.91	0.96	1.02	1.09	1.15

※ 算定根拠については、別紙参照。

就学・就職先として半島地域外の地域が選好される傾向にあるために、増減率としてプラス傾向が続いていたところ、令和2年の実績においては、コロナ禍の影響と推定されるが、0.91と目標を達成したものの、こういった特殊な環境のもとでの数値であることや、過去の傾向を敷衍すると再びプラス傾向となることが見込まれる。そのため引き続き本特例措置におり就業先の確保を行い、UJIターンによる定住人口増を図っていく。

また、本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、半島地域と地域外との交流促進が期待され、半島地域外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。

《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》

【新規雇用者数】

単位：人

	令和 元年度 (実績)	令和 2年度 (実績)	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (見込)	令和 5年度 (見込)	令和 6年度 (見込)
新規 雇用者数	270	168	123	175	215	275

※ 国土交通省 国土政策局 地方振興課による関係道府県に対する聞き取り結果。

※ 令和元年度～令和3年度の新規雇用者数は関係道府県に対する聞き取り結果を集計した値。

			<p>※ 令和4年度～令和6年度の新規雇用者数は、令和3年度の実績値を元に試算した見込値となる。</p> <p>※ 算定根拠については、別紙参照。</p> <p>本制度を活用して最新の製造設備を導入することで、新規の顧客開拓及び海外への輸出による販路拡大、数十人規模の新規雇用を実現している事業者が複数ある等、投資促進、雇用創出の両面から有効である。</p> <p>本制度が延長されない場合、設備導入に伴う半島地域における雇用創出や地域経済の活性化の効果が減少し、条件不利性に伴う若年層の人口流出や地域活力の減少が予想される。</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>本特例措置による減収額479百万円(令和3年度)に対し、特例措置対象業者においては89,334百万円の設備投資が行われ、また雇用も創出されているところであり、これらに伴う売上増、所得増による税収増も発生していることから、税収減を是認するに足る効果はあると見込まれる。</p> <p>※設備投資額は、関係道府県に聞き取った結果の実績値</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>半島振興施策のうち、産業振興のうち民間事業者の事業立ち上げ期の支援を税制特例で行っているところである。</p> <p>定住促進のために新規雇用者を増やすためには民間事業者による設備投資が有効であり、民間事業者に直接に設備投資を促す施策は当税制の他には存在しない。設備投資を行う民間事業者に対し直接に国費を給付することなしに事業の拡大・継続を支援する制度としての租税特別措置は、行政コストの面からも有効な手段であると考えられる。当措置が他の半島振興施策(道路整備等)と役割分担の上で一体となって効果を発揮しつつあり、税制特例による支援を引き続き講じることが必要である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>半島振興施策に係る予算措置には、半島振興広域連携促進事業(67百万円(令和4年度当初、国費))がある。</p> <p>当該事業は、半島地域の自立的発展に向けた地域間交流の促進、産業の振興、定住の促進を図るため、半島地域内の様々な主体が地域資源や特性を活かして実施する取組を道府県がパッケージ化し、一体的・広域的に推進するソフト施策に対する支援を行う。</p> <p>これに対し、本特例措置は、各種の事業の立ち上げや新規事業の展開に必要な設備投資を促進するものであり、予算措置と支援目的が異なることから、両者の間に代替性はない。</p> <p>両施策が一体的に運用されることにより、例えば予算事業により新たな農業・漁業産品の商品開発が行われ、販路が新たに設けられた場合、その翌年には税制特例による設備投資が期待できるなど、相乗効果が生まれることが期待される。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、生活基盤の整備を行うとともに、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の振興及び雇用の確保を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>

12	有識者の見解	—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	平成 30 年8月

半島地域における工業用機械等に係る割増償却制度
適用実績・適用見込みについて

○適用実績（割増償却）

	年度	R 1	R 2	R 3
	産業振興促進計画作成市町村数	194	194	194
	税率（%）	23.2	23.2	23.2
計	適用件数（件）	1,565	1,619	1,727
	うち平成29年度分（件）	472	458	451
	うち平成30年度分（件）	126	106	97
	うち令和元年度分（件）	663	579	554
	適用額（百万円）	1,748	1,721	1,815
	減収額（百万円）	406	399	421
うち新規	適用件数（件）	519	353	272
	適用額（百万円）	309	153	130
	減収額（百万円）	72	36	30

※関係道府県に聞き取った結果及び聞き取った結果をもとに算出した値。

○適用見込み

	年度	R 4	R 5	R 6
	産業振興促進計画作成市町村数	194	194	194
	税率（%）	23.2	23.2	23.2
計	適用件数（件）	1,498	1,661	1,431
	適用年次終了分（件）	486	80	459
	適用額（百万円）	1,572	1,744	1,502
	減収額（百万円）	365	405	348
うち新規	適用件数（件）	257	243	229
	適用額（百万円）	270	255	241
	減収額（百万円）	63	59	56

※R4～R6年度の「適用件数」及び「適用額」は、令和3年度の適用実績について関係道府県に聞き取った結果等をもとに算出した見込値。

○適用件数・適用額・減収額算出根拠

【新規】

・ R 4 年度見込み

<適用件数>

◎ 令和3年度新規適用件数に過年度の平均（相乗平均）増減率を乗じて算出

$$\{ 272 \times (-5.4 / 100 + 1) \} \doteq 257$$

$$\{ R 3 \text{ 年度新規適用件数} \times (H29 \text{ 年度から} R 3 \text{ 年度の新規適用件数の平均増減率} (\%) / 100 + 1) \}$$

◎ H29年度からR3年度の新規適用件数の平均増減率（%）は以下の各年度前年比から算出：-5.40

各年度の増減率に100を加え前年度比としてその総乗に、1を標本数で除した数でべき乗、

さらに100を差し引き平均増減率に変換

H29新規適用件数:39（前年度45 → 増減率：-13.3(前年度比：86.7)）

H30新規適用件数:43（前年度39 → 増減率：10.3(前年度比：110.3)）

R 1 新規適用件数:41（前年度43 → 増減率：-4.7(前年度比：95.3)）

R 2 新規適用件数:26（前年度41 → 増減率：-36.6(前年度比：63.4)）

R 3 新規適用件数:34（前年度26 → 増減率：30.8(前年度比：130.8)）

$$\{ ((-13.3+100) \times (10.3+100) \times (-4.7+100) \times (-36.6+100) \times (30.8+100))^{(1/5)} \} - 100$$

（件数は関係道府県に聞き取った結果）

<適用額>

◎ 令和3年度適用実績から1件当たりの適用額を算出し、適用件数を乗じて算出

$$1 \text{ 件あたり適用額} : 1,815 \text{ (百万円)} / 1,727 = 1.05 \text{ (百万円)}$$

$$R 4 \text{ 年度適用見込額} : 1.05 \text{ (百万円)} \times 257 = 269 \text{ (百万円)}$$

$$1 \text{ 件あたり適用額} : R 3 \text{ 年度適用額 (計)} / \text{適用件数 (計)}$$

$$R 4 \text{ 年度適用見込額} : 1 \text{ 件あたり適用額 (R 3)} \times R 4 \text{ 年度適用見込件数}$$

<減収額>

◎ 適用額に税率を乗じて算出

$$* \text{ 減収額} : \text{適用額 } 1,572 \text{ 百万円} \times \text{税率 (23.2\%)} = 365 \text{ 百万円}$$

・ R 5、R 6 年度見込み

<適用件数・適用額・減収額>

◎ R 4 年度と同様の算定式で算出する値になると見込む。

【計】

・ R 4 年度～R 6 年度見込み

<適用件数>

◎ 前年度実績（計）と当該年度見込（新規）との和から過年度の適用年次終了件数を引いて算出。

$$\text{過年度の適用年次終了件数} : 3 \text{ 年度適用件数} \times \{ (100 + \text{平均(相乗平均)増減率} / 100) \}^{\text{残余年数}}$$

R 4 適用終了分

$$\rightarrow \text{平成29年度適用} \cdot \text{令和3年度分} : 48 \text{ (実績値)}$$

R 5 適用終了分

$$\rightarrow \text{平成30年度適用} \cdot \text{令和3年度分} : 97 \times \{ (100 + H30 \sim R 3 \text{ の平均増減率 } -17.2 / 100) \} : 81$$

平均増減率は各年度の増減率に100を加え得た前年度比の総乗に、1を標本数で除した数でべき乗、100を差し引き算出

$$\{ (-26.3+100) \times (-15.9+100) \times (-8.5+100) \}^{(1/3)} - 100$$

R 6 適用終了分

$$\rightarrow R 1 \text{ 年度適用} \cdot \text{令和3年度分} : 554 \times \{ (100 + R 1 \sim R 3 \text{ の平均増減率 } -8.6 / 100) \}^2 : 460$$

平均増減率は各年度の増減率に100を加え得た前年度比の総乗に、1を標本数で除した数でべき乗、100を差し引き算出

$$\{ (-12.7+100) \times (-4.3+100) \}^{(1/2)} - 100$$

<適用額>

◎ 令和3年度1件当たりの適用額に各年度適用件数を乗じて算出

$$\text{適用見込額} : 1 \text{ 件あたり適用額 (R 3)} \times \text{各年度適用見込件数}$$

<減収額>

◎ 適用額に税率を乗じて算出

○減収額

年度	R 1	R 2
法人税		
法人税適用額 (百万円) A	1,748	1,721
法人税減収額 (百万円) B	406	399
法人住民税		
法人県民税		
法人税割標準税率 (%) C	3.2	1.0
適用額 (百万円) A×C	1,748	1,721
減収額 (百万円) 実績	4	2
法人市町村民税		
法人税割標準税率 (%) C	9.7	6.0
適用額 (百万円) A×C	1,748	1,721
減収額 (百万円) 実績	12	11
合計		
減収額 (百万円)	16	13
法人事業税		
標準税率 (%) C	6.7	7.0
適用額 (百万円) A×C	1,748	1,721
減収額 (百万円) 実績	18	23
合計		
減収額 (百万円)	440	435

年度	R 3	R 4	R 5	R 6
法人税				
法人税適用額 (百万円) A	1,815	1,572	1,744	1,815
法人税減収額 (百万円) B	421	365	405	348
法人住民税				
法人県民税				
法人税割標準税率 (%) C	1.0	1.0	1.0	1.0
適用額 (百万円) A	1,815	1,572	1,744	1,815
減収額 (百万円) B×C	4	4	4	3
法人市町村民税				
法人税割標準税率 (%) C	6.0	6.0	6.0	6.0
適用額 (百万円) A	1,815	1,572	1,744	1,815
減収額 (百万円) B×C	25	22	24	21
合計				
減収額 (百万円)	29	26	28	24
法人事業税				
標準税率 (%) C	7.0	7.0	7.0	7.0
適用額 (百万円) A	1,815	1,572	1,744	1,815
減収額 (百万円) B×C	29	26	28	24
合計				
減収額 (百万円)	479	417	461	396

◎ 適用額は法人税適用額と同額を用いた。その上で法人税減収額を基礎として各減収額を計算した。

◎ 減収額 : 法人税減収額 × 法人税割

(例: 令和3年 法人県民税 421 × 1.0 % = 4 (百万円)
 法人市町村民税 421 × 6.0 % = 25 (百万円)
 法人事業税 421 × 7.0 % = 29 (百万円)

令和2年度以降、法人県民税の法人税割標準税率は1.0%、法人市町村民税については6.0%である。
 法人事業税の標準税率は7.0%であることから、減収額は法人税減収額の7.0%と計算した。

半島地域における工業用機械等に係る割増償却制度
社会増減と税制効果の関係

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
社会増減率(A)	-0.460	-0.468	-0.528	-0.500	-0.505	-0.541	-0.588	-0.488	-0.509	-0.540	-0.584	-0.623
過去5ヶ年の社会増減率平均値(B)	-0.433	-0.425	-0.445	-0.477	-0.492	-0.492	-0.508	-0.532	-0.524	-0.526	-0.533	-0.542
政策目標(A)／(B)	1.06	1.10	1.18	1.04	1.02	1.09	1.15	0.91	0.96	1.02	1.09	1.15

人口	4,278,339	4,225,331	4,168,379	4,112,364	4,054,448	3,993,865	3,930,038	3,871,165	3,695,769	3,437,054	3,178,338	2,919,623
社会増減数	-19,780	-20,031	-22,303	-20,822	-20,776	-21,940	-23,482	-19,191	-19,691	-19,964	-20,076	-19,814
新規雇用者数	33	117	80	104	233	120	270	168	123	175	215	275
効果の割合	0.17%	0.58%	0.36%	0.50%	1.12%	0.55%	1.15%	0.88%	0.62%	0.88%	1.07%	1.39%

人口・社会増減数・新規雇用者数の推計値、平成25年から5年間と、直近(前年までの)5年間の平均値の増減率を前年の数に乗じて得た。
効果の割合： 新規雇用者数が社会増減数に占める割合

※ 令和3年の人口は令和4年8月に発表予定のため推計値

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 24) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
		② 上記以外の税目	所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>離島振興対策実施地域として指定された地区のうち、市町村の長が策定する産業の振興に関する計画に係る地区として関係大臣が指定する地区において、事業者が製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等のために用いる設備を取得等し、供用した場合、割増償却を認めるもの。</p> <p>割増償却期間:5年間</p> <p>償却限度額:機械・装置 普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の48%</p> <p>《要望の内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適用期限を2年間延長し、令和7年3月31日までとする。 ・そのほか、所要の措置を講ずる。 <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島振興法(昭和28年法律第72号) 第19条 ・租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 第12条第4項柱書及び表第3号、第45条第3項柱書及び表第3号 ・租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号) 第6条の3第14項第3号、第15項第3号、第22項、第23項及び第26項、第28条の9第15項第3号、第16項第3号、第23項、第24項及び第27項 	
5	担当部局	総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和元年度～令和6年度	
7	創設年度及び改正経緯	<p>平成6年度 創設(製造業のみ)</p> <p>平成7年度 適用期限の2年間延長</p> <p>平成9年度 適用期限の2年間延長 拡充(過疎に類する地区における旅館業を追加)</p> <p>平成11年度 適用期限の2年間延長</p> <p>平成13年度 適用期限の2年間延長 拡充(過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加)</p> <p>平成15年度 適用期限の2年間延長 拡充(農林水産物等販売業を追加) 除外(ソフトウェア業を除外)</p> <p>平成17年度 適用期限の2年間延長</p>	

			<p>平成 19 年度 適用期限の2年間延長 拡充(取得価格要件を 2,500 万円超から 2,000 万円超に引下げ)</p> <p>平成 21 年度 適用期限の2年間延長</p> <p>平成 23 年度 適用期限の2年間延長 拡充(情報サービス業を追加) 除外(農林水産物等販売業を除外)</p> <p>平成 25 年度 割増償却への改組 拡充(農林水産物等販売業を追加) 拡充(取得価額要件を 2,000 万円超から 500 万円以上に引下げ(資本規模により異なる)) 拡充(旅館業の適用要件を過疎に類する地区から全離島地区に拡充)</p> <p>平成 27 年度 適用期限の2年間延長</p> <p>平成 29 年度 適用期限の2年間延長</p> <p>令和元年度 適用期限の2年間延長</p> <p>令和3年度 適用期限の2年間延長</p>
8	適用又は延長期間		2年間(令和5年度～令和6年度)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>離島は、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給等、我が国及び国民の利益の確保及び増進に重要な役割を担っている一方で、四方を海等で囲まれ、社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化の進展など、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。</p> <p>そのため、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることにより、離島における人口の著しい減少の防止及び定住の促進を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○離島振興法(昭和 27 年法律第 72 号)第 19 条 租税特別措置法等の定めるところにより、離島振興対策実施地域の振興に必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2022 第2章2(3) (令和4年6月7日閣議決定) (関係人口の拡大と個性をいかした地域づくり) 過疎地域や離島、半島、奄美、小笠原、豪雪地帯などの条件不利地域対策に取り組む。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>令和5年度概算要求における政策体系図 【基本計画(平成 29 年9月策定)】 II. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>離島振興対策実施地域の人口減少傾向を改善する。</p> <p>○離島振興対策実施地域の人口 令和2年度:349 千人 → 令和 7 年度目標値 315 千人以上</p> <p>○離島振興対策実施地域の人口 平成 30 年度末～令和 2 年度末の離島振興対策実施地域の人口</p>

			<p>前年比の平均を乗じて算出した令和7年度末の当該地域の人口推計値は315千人である。そのため、人口減少を最小限度に阻止するという観点から、目標値をその値以上とする。</p> <p>【参考指標】 本特例措置を適用した企業の新規雇用者15人/年※の確保を参考指標として掲げる。 ※平成29年度から令和3年度の5ヶ年において、本特例措置を適用した企業の新規雇用者数の平均値</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置は、離島振興において特に重要な業種を対象に設備投資を促進できるよう措置されたものである。本特例措置の積極的な活用を促すことで地域内外からの投資が活発化し、就業機会の確保・人口減少傾向の改善に貢献することが見込まれる。</p>														
10	有効性等	① 適用数	<p>○適用件数 (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4 (見込)</th> <th>R5 (見込)</th> <th>R6 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用件数</td> <td>51</td> <td>74</td> <td>88</td> <td>116</td> <td>147</td> <td>169</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 R元～R3は、関係都道県へ行った調査で、確認書の資産数をもとに件数を算出。 2 R4は、関係都道県へ行った調査の見込み件数(35件)を基にし、R5、R6においては、R4の見込件数並みとした。</p> <p>【算出過程】 ・R4適用見込件数=R3からの継続件数(81件)+R4適用見込件数(新規35件)</p> <p>R4の適用見込件数(新規)は35件なので(関係都道県への調査による)、R5、R6もR4並みとした。</p> <p>・R5適用見込件数=R4からの継続件数(112件)+R5適用見込件数(新規35件)</p> <p>・R6適用見込件数=R5からの継続件数(134件)+R6適用見込件数(新規35件)</p> <p>※算定根拠については別紙参照。 ※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係都道県に聞き取った結果の実績値を用いている。</p>	年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)	適用件数	51	74	88	116	147	169
年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)											
適用件数	51	74	88	116	147	169											
		② 適用額	<p>○適用額 (単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4 (見込)</th> <th>R5 (見込)</th> <th>R6 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>65</td> <td>58</td> <td>57</td> <td>68</td> <td>81</td> <td>72</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 R元～R3は、関係都道県へ行った調査で、確認書に記載されている取得価額をもとに算出した。</p>	年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)	適用額	65	58	57	68	81	72
年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)											
適用額	65	58	57	68	81	72											

		<p>適用額は確認書に記載された取得価額をもとに普通償却額を算出。なお、計算式は以下のとおり。</p> <p>当初残存価額 × 償却率 = 普通償却額 普通償却額 × 割増償却率 = 割増償却額</p> <p>2 R4は関係都道府県へ行った調査の見込み金額を基に算出し、R5、6はR4の見込み金額並みとした。</p> <p>【算出過程】 R3適用額 = R2適用額(継続) + R3適用額(新規) R4適用額 = R3適用額(継続) + R4適用額(新規) R5適用額 = R4適用額(継続) + R5適用額(新規) R6適用額 = R5適用額(継続) + R6適用額(新規)</p> <p>【計算式】 取得(年度当初残存)価額 × 償却率 × 割増償却率</p> <p>※算定根拠については別紙参照。</p>																												
	<p>③ 減収額</p>	<p>○減収額</p> <p style="text-align: right;">(単位:百万円)</p> <table border="1" data-bbox="595 931 1406 1128"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4 (見込)</th> <th>R5 (見込)</th> <th>R6 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>15</td> <td>13</td> <td>13</td> <td>16</td> <td>19</td> <td>17</td> </tr> <tr> <td>法人住民税</td> <td>1.0</td> <td>0.9</td> <td>0.9</td> <td>1.1</td> <td>1.3</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>法人事業税</td> <td>10</td> <td>9</td> <td>9</td> <td>11</td> <td>13</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 上記の適用額各年度の法人税率を乗算して算出した。 適用額は確認書に記載された取得価額をもとに普通償却額を算出し、その数値に割増償却率を乗算し、税率を乗算した上で減収額を算出した。なお、計算式は以下のとおり。</p> <p>当初残存価額 × 償却率 = 普通償却額 普通償却額 × 割増償却率 = 割増償却額 割増償却額 × 税率(各年度の数値) = 減収額</p> <p>2 計算式は以下のとおり。 適用額 × 法人税率(23.2%)</p> <p>※法人税の算定根拠については別紙参照。</p> <p>また、減収額は法人税に係るものであり、法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う連動分の減収額を以下のとおり算出した。なお、減収額は前項の「適用額」に記載されている数値を基に以下の式にて算出した。</p> <p>【法人住民税】 減収額 = 法人県民税減収額 + 法人市町村民税減収額 法人県民税減収額 = 法人減収額 × 県民税率(1.0%) 法人市町村民税減収額 = 法人税減収額 × 市町村民税率(6.0%) ※県民税率及び市町村民税率は「法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)」による</p> <p>【法人事業税】</p>	年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)	法人税	15	13	13	16	19	17	法人住民税	1.0	0.9	0.9	1.1	1.3	1.2	法人事業税	10	9	9	11	13	12
年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)																								
法人税	15	13	13	16	19	17																								
法人住民税	1.0	0.9	0.9	1.1	1.3	1.2																								
法人事業税	10	9	9	11	13	12																								

		<p>減収額＝普通償却額×法人事業税率(7.0%) ※法人事業税は「法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)」による)</p> <p>県民税率、市町村民税率及び法人事業税率は離島税制を活用した県及び市町村の税率を用いて、計算した。以下は一例。 減収額×1.0%(法人県民税率)＝法人県民税減収額 減収額×6.0%(法人市町村税率)＝法人市町村民減収額 普通償却額×7.0%(都道府県の法人税率)＝法人事業税</p>														
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》 ○政策目的の達成状況 (離島振興対策実施地域の人口)</p> <p style="text-align: right;">(単位:千人)</p> <table border="1" data-bbox="596 663 1407 786"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4 (見込)</th> <th>R5 (見込)</th> <th>R6 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人口</td> <td>358</td> <td>348</td> <td>344</td> <td>334</td> <td>328</td> <td>321</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1 R元～R3は、住民基本台帳の登録人数。 2 R4～R6の算定根拠:H30年度末～R2年度末人口前年比の平均値0.979。R2年度末人口348,875人(住基人口)に前年比平均値0.979を乗じて算出したR3年度末人口341,857人(政策目標値)に前年比平均値を乗じてR4を、さらに前年比平均値を乗じてR5を、R5に前年比平均値を乗じてR6を算出。</p> <p>○達成目標の実現状況 令和3年度末の離島人口は344千人で、令和3年度の政策目標値の342千人を上回っているところ。令和7年度時点の離島人口315千人以上の目標の達成に向け、今後も社会減を抑えるため、就業機会の確保に寄与する本特例措置を引き続き適用することが必要である。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》 平成28年度経済センサス活動調査によれば、離島振興対策実施地域(全部離島市町村)の労働生産性は全国平均を大きく下回り、過疎地域と比較しても低くなっている。操業に要する費用に対し利益が小さい状況であり、離島の産業維持・拡大に必要な設備投資を適時適切に行う財務的余裕があるケースは多くないと考えられる。設備投資低迷により設備の老朽化や事業縮小が進行すれば更なる労働生産性の低下を招き、事業者の資金繰り悪化に伴う解雇、ひいては人口流出に直接影響する。</p> <p>本特例措置では設備投資後最大5年間の資金繰りが緩和されるため、設備投資における意思決定の後押しとなって事業者の操業継続・拡大に寄与し、資金繰り改善による新規雇用者の増加及び雇用者維持効果が見込まれることにより、離島における社会減の抑制が図られる。</p> <p>なお、下表に見られる新規雇用者数の実績数値と合わせ、離島地域の事業者に行った聞き取り調査では本特例措置により実際に資金繰りが改善し雇用者が増加した等の回答があり、本特例措置は就業先が確保されないことによる人口減の抑止に一定の寄与があったことを確認できた。</p>	年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)	人口	358	348	344	334	328	321
年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)										
人口	358	348	344	334	328	321										

			(設備投資に伴う新規雇用者数) (単位:人)														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>R元</th> <th>R2</th> <th>R3</th> <th>R4 (見込)</th> <th>R5 (見込)</th> <th>R6 (見込)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設備投資に伴う新規雇用者数</td> <td>22</td> <td>21</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table>	年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)	設備投資に伴う新規雇用者数	22	21	12	15	15	15
年度	R元	R2	R3	R4 (見込)	R5 (見込)	R6 (見込)											
設備投資に伴う新規雇用者数	22	21	12	15	15	15											
			(注)1 R元～R3の新規雇用数については、関係都道府県を通じ、企業に聞き取った人数。 2 R4～R6は、R4の関係都道府県へ行った調査による新規雇用数の見込み数。それをもとにR5、R6も同数と見込み算出。														
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>離島振興対策実施地域は、四方を海等に囲まれ、社会減による人口の流出・減少が長期にわたり継続し、かつ高齢化が急速に進展する等、他の地域に比して厳しい自然的社会的条件の下にある。</p> <p>こうした状況において、当該制度が対象地域内の離島における中小企業等の設備投資の際に活用されることで、新たな雇用が創出され、産業の振興に貢献し、人口減少の抑制にも寄与しているため、税収減を是認するに足る効果があると見込まれる。</p>														
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>定住の促進には雇用環境の確保や産業の活性化が不可欠である。個々の企業活動の活性化には設備投資による事業拡大や高付加価値化が有用であり、これを誘発・促進することが必要。このためには、特に離島の産業振興に寄与する重要産業に特化して設備投資の際の一時的な資金源を緩和し、設備投資に踏み切れるような措置を講ずる必要がある。したがって、課税の繰り延べ効果を生じさせる当該措置を講じることが適当である。</p>														
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>離島振興策の他の支援措置としては、公共事業の一括計上や非公共事業等を行っているが、これらは主に行政に対する支援であり、直接、民間需要を喚起、雇用を創出する本特例措置との明確な役割分担がなされている。また、特例措置の対象は全業種としているものではなく、離島振興に特に重要な業種を対象としており、必要最小限の特例措置である。</p>														
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差を是正するとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫のある自立的発展を図ることで、離島における人口の著しい減少の防止及び離島における定住の促進が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>														
12	有識者の見解		なし														
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 28 年 8 月														

離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度
適用実績・適用見込みについて

別紙

○適用実績

	年度	R1	R2	R3
	産業の振興に関する計画策定市町村数	108	108	108
法人税率(%)	23.2	23.2	23.2	
新	適用件数(件)	40	50	14
	適用額(百万円)	46	8	3
規 継	減収額(百万円)	11	2	1
	適用件数(件)	11	24	74
続	適用額(百万円)	19	50	54
	減収額(百万円)	4	11	12
計	適用件数(件)	51	74	88
	適用額(百万円)	65	58	57
	減収額(百万円)	15	13	13

※「適用件数」及び「適用額」は都道府県からの調査で確認書の資産数をもとに算出した。
※各年度の「減収額」は「適用額」に各年度の法人税率を乗じて算出した。

○適用見込み

	年度	R4	R5	R6
	産業の振興に関する計画策定市町村数	108	108	108
法人税率(%)	23.2	23.2	23.2	
新	適用件数(件)	35	35	35
	適用額(百万円)	24	24	24
規 継	減収額(百万円)	6	6	6
	適用件数(件)	81	112	134
続	適用額(百万円)	44	57	48
	減収額(百万円)	10	13	11
計	適用件数(件)	116	147	169
	適用額(百万円)	68	81	72
	減収額(百万円)	16	19	17

※令和4年度の「適用件数」及び「適用額」は都道府県へ行った調査の見込みをもとに算出した見込値。それをもとに令和5、6年度の「適用件数」及び「適用額」の見込値を算出した。

○算出根拠

・令和4年度見込み(令和3年度までの関係都道府県調査結果から算出)

<適用件数>適用見込件数 116件(R4年度適用見込件数=新規①+継続②)

(算出根拠) 【新規適用件数】35件(①)

①令和元年から令和3年の新規投設備投資の平均件数:104件/3年=35件

【継続適用件数】81件(②)

②当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込件数

<適用額>適用見込額 68百万円(R4年度適用見込額=新規①+継続②) 見込件数で上がった数値をもとに算出

(算出根拠) 【新規適用見込額】24百万円(①)

①「(業種・設備投資別)令和元年から令和3年の新規投設備投資の平均取得額」*「耐用年数ごとの償却率」*「設備投資別の割増償却率」*「件数」=適用額

※R1~R3年の期間内に適用があった件数の割合から「業種・設備投資種別」ごとの上位5種を選定し、その区分ごとにR1~R3年の適用件数の割合から「件数」を計上。

業種	設備投資種別	平均取得額(百万円)	償却率	割増償却率	適用額(百万円)	件数	適用額合計(百万円)
製造	建物・付属設備	15	0.033	0.48	0.2	5	1
製造	構築物	9	0.033	0.48	0.1	9	0.9
製造	機械・装置	15	0.2	0.32	1	9	9
旅館	建物・付属設備	82	0.033	0.48	1.3	8	10.4
農林	建物・付属設備	43	0.033	0.48	0.7	4	2.8
合計		—	—	—	—	—	24.1

【継続適用見込額】44百万円(②)

②当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込額

<減収額>適用見込額に法人税率(23.2%)を乗じたもの。

<計>

当該年度の新規(初年)見込件数(額)と継続(2年目以降)見込件数(額)を合算したもの。

・ 令和5、6年度見込み

【新規】

<適用件数> 令和4年度の見込件数並みとした。

<適用額> 令和4年度の適用見込額並みとした。

<減収額> 適用見込額に法人税率（23.2%）を乗じたもの。

【継続】

<適用件数> 当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込件数。

<適用額> 当該年度の前年度以前から引き続き適用がある見込額。

<減収額> 適用見込額に法人税率（23.2%）を乗じたもの。

【計】

当該年度の新規（初年）見込件数（額）と継続（2年目以降）見込件数（額）を合算したもの。

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税 25) (法人住民税:義、法人事業税:義)(自動連動)
		② 上記以外の税目	所得税:外
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	《現行制度の概要》 奄美群島のうち、奄美群島振興開発特別措置法第 11 条第 1 項及び第 8 項の規定に基づき市町村が作成し主務大臣(国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣)が認定した産業振興促進計画の地区における、法人又は個人に適用される、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等に係る割増償却を認めるもの。 割増償却期間:5年間 償却限度額:機械・装置 普通償却限度額の 32% 建物・附属設備、構築物 普通償却限度額の 48%	
		《要望の内容》 ・適用期限を1年間延長し、令和6年3月 31 日までとする。	
		《関係条項》 ・奄美群島振興開発特別措置法 第 11 条第 1 項及び第 8 項 ・租税特別措置法 第 12 条第 4 項柱書及び表第 4 号、第 45 条第 3 項柱書及び表第 4 号 ・租税特別措置法施行令 第 6 条の 3 第 14 項第 4 号、第 15 項第 4 号、第 19 項、第 24 項、第 25 項、第 26 項、第 28 条の 9 第 15 項第 4 号、第 16 項第 4 号、第 20 項、第 25 項、第 26 項、第 27 項	
5	担当部局	総務省自治行政局地域自立応援課地域振興室	
6	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:令和4年8月 分析対象期間:令和元年度～令和5年度	
7	創設年度及び改正経緯	平成 10 年度 創設(奄美群島の過疎に類する地区) (機械等 13/100 建物等 8/100 2,300 万円超) 平成 11 年度 適用期限の2年間延長 (機械等 12/100 建物等 7/100) 平成 12 年度 拡充 (過疎に類する地区におけるソフトウェア業を追加) 平成 13 年度 適用期限の3年間延長 (機械等 11/100 建物等 7/100 2,500 万円超) 平成 16 年度 適用期限の2年間延長 拡充(離島振興対策実施地域に類する地区における農林水産物を小売する事業を追加)	

			<p>過疎に類する地区におけるソフトウェア業を除外</p> <p>平成 17 年度 特別償却率の引き下げ (離島振興対策実施地域に類する地区) (機械等 11/100→10/100 建物等 7/100→6/100)</p> <p>平成 18 年度 適用期限を1年間延長</p> <p>平成 19 年度 適用期限を2年間延長 取得価格要件の引き下げ (2,500 万円超→2,000 万円超)</p> <p>平成 21 年度 適用期限を2年間延長 拡充(情報通信産業等を追加)</p> <p>平成 23 年度 適用期限を2年間延長 過疎に類する地区の対象事業から旅館業を除外</p> <p>平成 25 年度 適用期限の1年間延長 割増償却へ改組 拡充(旅館業を追加) 取得価格要件の引き下げ (2,000 万円超→500 万円超(資本規模により異なる))</p> <p>平成 26 年度 適用期限を1年間延長</p> <p>平成 27 年度 適用期限を2年間延長</p> <p>平成 29 年度 適用期限を2年間延長</p> <p>令和元年度 適用期限を2年間延長</p> <p>令和3年度 適用期限を2年間延長</p>
8	適用又は延長期間		1年間(令和5年4月1日～令和6年3月31日)
9	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>戦後米軍統治下におかれ、昭和 28 年 12 月に本土復帰した奄美群島は、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい地理的、自然的、歴史的的条件等の特殊事情による不利性を抱えている。奄美群島振興開発特別措置法の枠組の下、社会資本の整備や産業の振興等のための諸施策が着実に進められてきたところではあるが、本土との間には所得水準をはじめとする経済面・生活面での諸格差が残されている。特に、雇用の場が十分でないことから若年層の多くが奄美群島を離れており、社会減による人口流出・人口減少が続いている。</p> <p>この現状・課題に対応し、定住人口の減少傾向の改善を図るためには、民間事業者による投資を通じた内発的発展を実現することが必要である。</p> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>○奄美群島振興開発特別措置法(昭和 29 年法律第 189 号) (目的)</p> <p>第1条 この法律は、奄美群島(鹿児島県奄美市及び大島郡の区域をいう。以下同じ。)の特殊事情に鑑み、奄美群島の振興開発に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、奄美群島振興開発基本方針に基づき総合的な奄美群島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した奄美群島の振興開発を図り、もつて奄美群島の自立的発</p>

			<p>展、その住民の生活の安定及び福祉の向上並びに奄美群島の定住の促進を図ることを目的とする。</p> <p>○経済財政運営と改革の基本方針 2022 第2章2(3) (令和4年6月7日閣議決定) (関係人口の拡大と個性をいかした地域づくり) 過疎地域や離島、半島、奄美、小笠原、豪雪地帯などの条件不利地域対策に取り組む。</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	<p>令和5年度概算要求における政策体系図 【基本計画(平成 29 年9月策定)】 Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)</p>
		③ 達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向を改善する。 (測定指標) 奄美群島の総人口 令和5年度 103 千人以上 (令和2年度末現在 105 千人)</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 産業振興に資する事業活動への支援により、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることにより、地域経済を支える地場産業の成長及び人材の育成が見込まれ、奄美群島の自立的発展に寄与する。</p>
10	有効性等	① 適用数	<p>○適用件数</p> <p>令和元年度:6件 令和2年度:4件 令和3年度:3件 令和4年度:7件(見込) 令和5年度:9件(見込)</p> <p>適用件数については、県、市町村から発行した確認書の発行実績等を聞き取ることにより算出した。件数の算出においては、確認書の発行実績と鹿児島県からの適用実績を聞き取り、同一主体が確認書を複数枚発行している場合は確認書ごとに件数を集計した。</p> <p>令和4年度～令和5年度の法人税の適用件数見込みは市町村への聞き取り等により推定した。</p> <p>※算定根拠については別紙参照。</p> <p>※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係自治体に聞き取った結果の実績値を用いている。</p>
		② 適用額	<p>○適用額</p> <p>令和元年度:10 百万円 令和2年度:7百万円 令和3年度:5百万円</p>

		<p>令和4年度:12百万円(見込) 令和5年度:16百万円(見込)</p> <p>適用額については、以下の式にて算出した。 例 (建築物)適用額=取得価額×償却率×0.48(割増償却率) (取得価額、耐用年数等は、鹿児島県からの聞き取りによる) ※算定根拠については別紙参照。</p>
	<p>③ 減収額</p>	<p>(法人税) 令和元年度:2百万円 令和2年度:2百万円 令和3年度:1百万円 令和4年度:3百万円(見込) 令和5年度:4百万円(見込)</p> <p>(法人住民税) 令和元年度:0.2百万円 令和2年度:0.1百万円 令和3年度:0.1百万円 令和4年度:0.2百万円(見込) 令和5年度:0.3百万円(見込)</p> <p>(法人事業税) 令和元年度:0.7百万円 令和2年度:0.5百万円 令和3年度:0.3百万円 令和4年度:0.8百万円(見込) 令和5年度:1.1百万円(見込)</p> <p>減収額は法人税に係るものであり、法人住民税及び法人事業税は要望事項ではないが、本租税特別措置に伴う連動分の減収額として算出した。 減収額については、前項『適用額』に記載されている適用額をもとに以下の式にて算出した。</p> <p>(法人税) 減収額=適用額×法人税率 なお法人税率について23.2%とした。</p> <p>(法人住民税) 減収額=法人県民税減収額+法人市町村民税減収額 法人県民税減収額=(法人税減収額×県民税率1.0%) 法人市町村民税減収額=(法人税減収額×市町村民税率6.0%) (県民税率及び市町村民税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)』による。)</p> <p>(法人事業税) 減収額=適用額×法人事業税率7.0% (法人事業税率は『法人住民税・法人事業税 税率一覧表(総務省自治税務局)』による。)</p> <p>※算定根拠については別紙参照。</p>

			<p>※租特透明化法に基づく財務省の「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」における適用件数は、同一主体が資産を複数回にわたって購入した場合でも1件として扱われてしまう。政策の効果をより適切に把握するためには、主体が同一であっても複数件として扱うべきであるため、関係自治体に聞き取った結果の実績値を用いている。</p>
		④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>奄美群島では、若年層の流出による人口減少が続いており、達成目標としている令和5年度末総人口103千人に対し、令和2年度末時点の総人口は105千人となっている。</p> <p>本特例措置の活用により、農林水産物等販売業、旅館業に係る設備投資が促されることで、奄美群島内と群島外との交流促進が期待され、群島外から訪れる観光入込客数の増加が見込まれる。</p> <p>このため、これらを通じ、関連業種に係る奄美群島における雇用の確保を行い、若年層の人口流出の抑制、地域経済の活性化により定住の促進が見込まれ、社会増(達成目標に掲げる奄美群島地域の総人口の達成)へとつながるものと予想される。</p> <p>《達成目標に対する租税特別措置等の直接的効果》</p> <p>奄美群島においては有効求人倍率や、一人あたりの所得といった指標で見られるとおり、雇用面に関する課題が多く、若年層を中心に人口の流出が続いている。そのため、雇用状況を改善することにより、就業機会が確保され、人口の流出が抑制される。そのような点から、本租税特別措置により地元の事業者の設備投資を促進することは、就業機会の確保等につながり、奄美群島の人口減少傾向の改善に対して効果的である。</p> <p>【参考指標】</p> <p>本特例措置を適用した企業の新規雇用者5人/年*の確保を参考指標として掲げる。</p> <p>*平成26年度から令和3年度の8ヶ年において、本特例措置を適用した企業の新規雇用者数の平均値</p>
		⑤ 税収減を是認する理由等	<p>奄美群島は人口約11万人の外海により隔絶された地域であり、地理的・自然的条件不利性を抱えることから企業の新規投資そのものが限られており、一人あたりの所得額や生活保護率、有効求人倍率など各種経済指標からみる奄美群島の経済状況は依然として厳しい状況にある。</p> <p>こうした状況において、当該制度が奄美群島内における中小企業等の設備投資の際に活用されることで、新たな雇用が創出され、産業の振興に貢献し、人口減少の抑制にも寄しているため、税収減を是認するに足る効果があると見込まれる。</p>
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>条件不利性を抱え、社会減を中心に人口減少が進む奄美群島においては、雇用の安定確保を図る必要があり、雇用創出にあたっては、設備投資が有効手段とされている。本特例措置は、民間事業者を対象に事業立上期の設備投資を促進することで雇用の創出に資するものであり、当該措置が妥当である。</p>

		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>奄美群島における振興開発施策として公共事業等を実施しているが、当該事業は行政への支援であり、直接民間需要を喚起する本特例措置とは明確に役割分担がなされている。また、奄美群島振興交付金による支援も行われているところであるが、これは主に行政に対する支援であり、本特例措置とは性質を異にするものである。</p> <p>本特例措置は、全業種を対象としているものではなく、奄美群島の振興開発において重要な業種を対象としており、必要最低限の措置である。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本特例措置により、産業振興に資する事業活動へ支援し、奄美群島内における雇用創出・安定的な給与水準の確保等を図ることで、定住人口の減少傾向が改善されることが見込まれるため、地方公共団体が協力する相当性がある。</p>
12	有識者の見解		なし
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成 30 年 8 月

奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長
適用実績・適用見込みについて

○適用実績

	年度	R1	R2	R3
	産業振興促進計画作成市町村数	12	12	12
法人税率 (%)	23.2	23.2	23.2	
新規	適用件数 (件)	1	1	0
	適用額 (百万円)	1	2	0
	減収額 (百万円)	0	0	0
継続	適用件数 (件)	5	3	3
	適用額 (百万円)	9	5	5
	減収額 (百万円)	2	2	1
計	適用件数 (件)	6	4	3
	適用額 (百万円)	10	7	5
	減収額 (百万円)	2	2	1

※「適用件数」及び「適用額」は、鹿児島県及び奄美群島市町村からの聞き取り結果より集計。

○適用見込み

	年度	R4	R5	R6
	産業振興促進計画作成市町村数	12	12	
法人税率 (%)	23.2	23.2		
新規	適用件数 (件)	4	4	
	適用額 (百万円)	7	7	
	減収額 (百万円)	2	2	
継続	適用件数 (件)	3	5	
	適用額 (百万円)	5	9	
	減収額 (百万円)	1	2	
計	適用件数 (件)	7	9	
	適用額 (百万円)	12	16	
	減収額 (百万円)	3	4	

※令和4年度の「適用件数」及び「適用額」は確認書発行先をもとに算出した見込値。それをもとに令和5年度の「適用件数」及び「適用額」の見込値を算出した。

○適用件数・適用額・減収額算出根拠

【適用件数】

- (R4) 令和4年度の新規案件については、確認書発行先から旅館業4件の新規案件を見込んでいる。
- (R5) 令和4年度と同程度の新規案件が見込まれると仮定し、旅行業4件の新規案件を見込んでいる。
また、前年度から継続のうち5年経過し、割増償却期間が終了した2件を除いた継続5件を見込んでいる。

【適用額】

上記件数のうち、機械・装置（割増償却率 32%）については200%定率法、建物（割増償却率 48%）については定額法にて適用額を算出。

$$\text{適用額} = (\text{取得金額又は年度当初残存価額}) \times \text{償却率(又は改定償却率)} \times \text{割増償却率}$$

※取得金額又は年度当初残存価額

適用1年目 取得金額を使用。

1年目年度末残高 = 取得金額 - 償却額※2

適用2年目以降 年度当初残高 = 前年度末残高

2年目以降年度末残高 = 年度当初残高 - 償却額※3

※1 取得金額については市町村等からの聞き取りによる額

※2 (取得金額 × 償却率) + (取得金額 × 償却率) × 割増償却率

※3 (年度当初残高 × 償却率) + (年度当初残高 × 償却率) × 割増償却率

※償却率は鹿児島県・市町村に聞き取った耐用年数をもとに「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」より参照

$$\begin{aligned} (R4) : & \text{機械・装置 (償却率}0.200) + \text{建物 (償却率}0.026) + \text{建物 (償却率}0.059) \\ & 27 \text{ 百万円} \times 0.2 \times 0.32 + 379 \text{ 百万円} \times 0.026 \times 0.48 \\ + & 165 \text{ 百万円} \times 0.059 \times 0.48 = \text{計} \quad 12 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} (R5) : & \text{建物 (償却率}0.026) + \text{建物 (償却率}0.059) \\ & 758 \text{ 百万円} \times 0.026 \times 0.48 + 243 \text{ 百万円} \times 0.059 \times 0.48 \\ & = \text{計} \quad 16 \text{ 百万円} \end{aligned}$$

【減収額】

適用額 × 法人税率

※適用見込額に法人税率（23.2%）にて計算を行った。